

1. 平成27年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成27年6月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	山 下 正 則
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	佐 藤 宗 春
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局長	尾 藤 康 春
国保白鳥病院 事務局長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 主任主査	加藤光俊
議会事務局 議会総務課 主任主査	武藤淳		

◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の出務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 村瀬弥治郎君、10番 古川文雄君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。

大きなテーマとしては、やはり地方創生ということがテーマでございます。

今、地方創生推進会議というのがつくられておりまして、そこでいろんな新しい提案もされていくんじゃないかなと思いますが、非常に気になるところでありますし、大いに期待したいところでございます。

それでは、2点について質問をさせていただきます。

一つは、クロスカントリースキーの公認コース開設に関してということで質問をさせていただきますと思いますが、このクロスカントリースキーの公認コースというのは、岐阜県では1つだけし

かありません。これが郡上高原にやってきます。

かつては高山市の朝日町スズラン高原のほうにありましたけども、それが移転をされるということでもあります。

これに伴いまして、やはり飛騨の方々は、一生懸命クロスカントリースキーもやっておりましたし、スキー関係は飛騨だということでもありますけれども、これが郡上に来るということは、大変、飛騨の方あたりはつらい思いもあるんだろうと思います。

しかし、それだけ、飛騨の方々にも納得していただけるようなコースをつくりたいし、また、歓迎もできるような、そういうふうにしたいと思っておりますし、何と言いましても、郡上市の選手を育成できなければならないということを考えているところでございます。

クロスカントリーだけを申し上げますと、中部圏では、富山県、福井県、これが全国トップクラスであります。岐阜県は、非常に低いランクにいるわけですが、富山県には、たいらクロスカントリー競技場、福井県には、ジャム勝クロスカントリースキー場、そして石川県の白峰クロスカントリー競技場というのがあります。

そうした意味で、この岐阜県に、しっかりした、また交通の便のいい、こういうコースができるわけでもありますけれども、そのことについて、まず今の進捗状況と、今後の大会の予定等ありましたら教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ただいまの御質問でございますが、今年度、27年度でございます。年明け以降ということになりますけれども、予定をされております大会を御紹介したいと思います。岐阜県中学校総合体育大会クロスカントリー競技、同じく岐阜県中学校新人大大会クロスカントリー競技、それから岐阜県高等学校総合体育大会クロスカントリー競技、それから、第71回の国民体育大会冬季大会クロスカントリー競技の岐阜県の選考会というのが、27年度、28年の1月以降ということになります。予定をされておるといような状況でございます。

なお、翌28年度には、このほかにも、東海北陸中学生スキー大会クロスカントリー競技、平成29年には、第67回全国高等学校スキー大会クロスカントリー競技といったようなものも、岐阜県で開催されることが決定しておりますので、これらの誘致に向けて準備をしていきたいということでございますし、また、この進捗の状況でございますが、クロスカントリー競技のほうでございます。

全日本のスキー連盟理事の方によりまして、コースのほうの下見をまずしていただきまして、正式な手続は7月に申請をして、7月に認定員の方に現地を見ていただくというようなことでございます。

その内容によりましては、コースのほうの整備が発生をするといったようなことで、これは、会

場となりますところ、ゴルフ場になりますけども、こちらのほうの整備を市のほうとしても支援をしていきたいという状況でございます。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 2029年でしょうか、インターハイ、高校総体といいますか、インターハイが来るのじゃないかということでございまして、早速、そういった大会も、恐らくまだ正式ではありませんけども、そういうことが予定されているようであります。

それに伴いまして、その中学校の東海大会とか、これは、私も、息子、娘にクロスカントリーをやらせましたので、よく大会に行ったんですけども、東海北陸大会でもって、これは男女が大体100人ずつ選手がおります。全国大会にいくと、150人ずつぐらいの選手になるんですけども、インターハイも、やはり150人ずつの選手になるかと思えます。

そうしたように、非常に観光面でも、いいのではないかと思いますので、ぜひ力を入れていきたいというふうに思っておりますが、郡上市の強化種目ということで、スキーが選択をさせていただきました。相撲と剣道とスキーということなんですが、先般、8番議員の質問に対して、市長が答えになられました。この強化種目に関しては、やはり郡上は強いと言ってもらえるようにしたいということと言われましたけれども、その答えを受けて、これから、どうやってこの強化種目にしていくんかということであります。

先般、体育協会と議会との交流の会議を行ったときに、幾つかの課題も見えてきたように思います。その中で、やはり相撲、剣道にしても、どうしても中学校を卒業しますと、郡上市外に行ってしまうと。かなり優秀な選手が行ってしまうということで、郡上の高校に残らないという、これは大きな課題だなというふうに思いました。

また、特にそのスキーに関しても、これ、高山に行ってしまうわけですけども、この状況を何とかしなきゃいけないなというふうに思うわけですけども、スキーについては、リフト券の無料化、これは民間の皆様方の努力で無料化をしましたが、私も、スキーの関係の仕事をしておりますけれども、爆発的な利用者の増には、つながっていないということは、これは間違いないというふうに思います。

しかし、そういう中で、このスキーのほうに対する考え方といいますか、がやっぱり重要だなというふうに思っています。

それは、いろんなスポーツをやっているんですが、この前の体育協会との会合の中でも、いろんな各種目の監督、指導者の方々の話を聞かせていただきました。やはり一生懸命自分の競技はやっておられるわけですが、しかし、それ以外の種目に関しましては、なかなか一生懸命にはいかないわけであります。

そうした意味では、私は、児童生徒にいろんなスポーツを経験してもらおうという意味では、サッカーをやっている、野球をやっている、やっぱり相撲とか剣道とか、このスキーに関しては、いろんな教室であったり、または、いろんな学校の授業の中でやるんでしょうけども、そうした意味で、スキーも、いろんな方々にやってほしいなというふうに思います。

小さいころは、いろんなスポーツを経験して、そして高校、そして社会人になったときには、自分の選択をしていくということが、ふさわしいのじゃないかと思うんですが、そうしたことについて、どのようにお考えを持っておられるかということをお聞きしたいというふうに思います。

公認コースはできても、結局、選手がいないということでは、非常に寂しいということがありますので、そこら辺、やはり教育委員会の考え方が重要だというふうに思っております。

それから、スキークラブの組織化の現状、今、取り組まれておられると思いますが、どういうふうな状況かということを知りたいと思いますし、また、経済的支援ということでございます。

これは、スキーというのは、なかなかお金がかかりまして、親の負担がかなり大きいんですね。そうした意味で、特にクロスカントリーなんかは、なかなかスキー、そこら辺の販売店には売っておりません。かなり岐阜県でも、古川のほうに1件あるぐらいで、あとは北海道のほうに行かないと、スキーは売ってありません。

そうした意味でも、そうした経済的な支援、新しい用具の定期的購入ということも、援助をしていただきたいと思いますし、そして、もう一つ、放課後とか休日に、スキー場に、この生徒を運ぶような、そういう流れができないかということを思っております。

これは、高鷲の地域協議会なんかでも出ておりますし、また、スキー場からも、いろんな提案が出ておるんですけども、そうした意味で、少し援助をしてあげるような形で、この定期的なバスを出すというような形ができないかどうか、そうした点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、まず小中学生に対してのスキー教室等を開いて、できるだけスキーに興味や関心を持ってもらい、また、取り組む児童生徒をふやしていくかということについてでありますけれども、26年度にスキー教室を小中学校で開催をしましたが、22校中20校、それから中学校は8校中2校を開催しております。

そして、これは公民館が中心になりますけれども、リフト券の優待制度を利用して、スキーの講座を開催しておりますが、昨年度は、親子スキー教室で3回、それから平岡卓選手のスノーボード教室を1回、実施してきましたが、今後は、そのスキー講座に加えて、スノーボード講座、それからクロスカントリー講座も実施をしていく予定でおります。

また、特に、これから子どもたちが、そうしたクロスカントリーも含めてですけれども、スキー

に親しむのには、郡上の市内に、どれほどの大会が、今後、開かれるのかということで、大会の計画等を具体的に示すということによって、子どもたちもそうですし、それから一人一人の選手もそうですが、具体的な目標を持ってもらい、その目標に従って、トレーニングの計画を立てていたり、自分なりの今後の選手としての方向性を決めていただくということが、必要だというふうに思いますので、できるだけ、今後の大会予定等も含めた見通しの持てる、こちらのほうとしての情報提供をしていきたいというふうに考えております。

それから、スキーについての組織化という点ですけれども、このことについては、市のスポーツ振興課のほうに、今後、推進室を設けて、専門的な指導員というのを確保するというので、できるだけ充実した指導体制を整えていける努力をしていきたいというふうに思っております。

そこで、御質問にあったその小中高を一貫して、スキーに取り組むことができないかということですが、現在、高校の今後のあり方についても検討を進めているところですが、そういった中で、郡上北高校、それから郡上高校に、スキー部といったようなものの活動ができる可能性はないかということについても、このことについても協議、あるいは検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、こういったことの一つの準備になるかと思っておりますけれども、教職員、それから市の職員で、スキーに堪能な人の例えば名簿登載等をすることによって、大会とか、あるいは青少年の指導を支援していく体制というのが、とることができないかということについても、具体的な検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、スキー、スノーボードの用具も含めた経済的支援の問題ですが、このことについては、スキー競技については、ジュニア用のポールの整備は、もう進めておりますし、クロスカントリーについては、現在、北濃小学校に40セットの用具をそろえております。また、高鷲中学校には21セットのクロスカントリーの用具を整備しております。

財政的に、例えば金銭的な維持をどのようにしていくかということについては、今後の検討課題だというふうに思いますが、できる限り、子どもたちがそういったときに、その用具がないからできないということのないような、こちらとしても配慮をしていきたいと思っております。

また、バスの送迎については、これは高鷲の振興事務所も含めて、地域振興事務所とこれから相談をしたり、あるいはスキー場の関係者と協議をしながら、具体化するには、どういう課題があるかといったことについても、整備をしていきたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。飛驒のほうで、あるこれ、中学生の子だと、高校かもしれないんですが、110キロ台を投げるピッチャーの野球選手がいるそうなんです、その子が全国

大会のスキー大会でも優勝したということで、できる子は何でもできるんですね。

そういう意味では、今、言われましたようにスケジュールをしっかりと、夏は私もそうでしたが、春は相撲をやりましたし、夏はいろんな卓球とかバレーをやりましたし、そして秋は陸上、駅伝をやりましたし、そして冬はスキーをやったんですね。

そういうもう春夏秋冬、いろんなスポーツをやっているんじゃないかというふうに思いますし、その中から自分の好きなものを選択していくということが、できればいいというふうに思っております。そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次にいきますが、ノルディックウォーク協会というのができました。これは、できましたというか、岐阜県にできました。

このノルディックウォークによって、いろんな方々が今、ポールを持って町を歩いておられますけれども、まさに、この生涯スポーツ、健康ということなんですが、このノルディックウォークとの連携を考えていただきたいと思うんです。

それは、冬場になりますと、やっぱりノルディックウォークってなかなかできないんです。スノーシューというのがあるんですが、スノーシューは固まらないとできないんですけども、このふかふかの雪の中で、いわゆる固めて、ノルディックコースは固めてありますから、それでスキーを履いて練習をする。

そして、大会がありますから、そういう大会を目標にして、取り組んでいただくようなことを、ぜひノルディックウォーク協会のほうにも言っていたいただければと思いますが、どうでしょうか。

それからもう一つ、スポーツ高地トレーニングということですが、郡上高原あたりは、まだ海拔的に1,000ないかあるかというところなので、高地に入らないかもしれません。

御岳の尚子ロードみたいなんがあります。あれは大体1,800メートルだそうですねですけども、そういう高さはちょっとだめなんですけども、ゴルフ場なんかもありますので、そういったジョギングコース、ウォーキングコース、そうしたものに活用できないかということをお願ひしますが、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 現在、ノルディックウォークの連盟には、127名の会員の方がお見えになって、夏のウォーキングを中心にして、いろんな、例えば古今伝授の里の大和さくらノルディックウォーキングとか、あるいは、ひるがの高原ミズバショウウォーキング、これは4回を数えますが、そういったことを開催をしてお見えになりますけれども。

夏場の特にスキーをやる人たち、クロスカンントリーの人たちは、夏場のトレーニングとしてのいわばノルディックウォーキング、それから、今度は逆に、ノルディックウォーキングをやられる方の冬場のトレーニングとしてのクロスカンントリー、相互の連携をすることによって、夏、それから冬そ

それぞれにそれぞれのコースを生かしていただき、競技力を高めたり、あるいは体力を高めていただき、いわば両方のその人口をふやしていくということも、必要だというふうに思いますので、これから、十分連携をしていただけるように、私たちとしても、働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点のクロスカントリーコースを生かした高地のトレーニングということですが、このことに関しては、800から900メートルのクロスカントリーのコースになりますので、夏、それから秋の涼しい気候を利用したトレーニングとしては最適だというふうに思います。

これは、ひるがの高原のみでなくて、めいほうでも、それから白鳥でも、同じように冷涼な気候を利用したトレーニングとしては最適地だというふうに考えておりますので、そういったところをこれからより効果的に活用をしていただくためには、一つは、体育施設、そして宿泊施設、また、交通の諸条件、周辺の観光資源、そういったことも含めて総合的に考えながら、どういった利用ができるのかということについて、これは今後、観光面も含めてですけれども、十分検討に値することじゃないかというふうに思っておりますので、厳密な意味での高地トレーニングということにはならないとは思いますが、ぜひ郡上のいわば気候と地形の特性を生かしたトレーニング地、あるいは合宿地としての価値を高めていくような、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) スポーツ合宿村構想ということで、夏場もぜひ利用をできるように要望していただきたいと思っております。

結構、私、美濃加茂とか加茂のほうに行きますと、郡上で、ぜひ高地に400メートルトラックをつくったらどうかというような話も聞きます。そうすれば、さっと行って練習できるよというふうなことも言っておられますけれども、白鳥にも大きなトラックがありますので、そうしたことも利用しなければいけないというふうに思います。

意外と知らないんじゃないかなと思うんですが、白山というのは、なかなか目に見えない山なんですけど、たしか高鷲の鷲ヶ岳とか郡上高原から見ますと、白山が物すごい、一望できるんですよ。郡上の中でも知らない方がみえるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ来ていただきたいと思っておりますし、実は、長野県の木祖村から以前、村会議員の方に来ていただいて、鷲ヶ岳に登って、そして御岳と乗鞍のほうをずっと眺望されて、物すごい感動された方もいました。

鷲ヶ岳に行きますと、全部見えるんですね。御岳から白山から全部見えます。こういうのもっと売っていくことも必要じゃないかというふうに、今、言われましたけれども、そういうことでぜひお願いをしたいというふうに思います。

市長に、ちょっと私、質問していなかったと思うんですが、実は、この前、研修に中津川の市役

所に行きましたときに、文化スポーツ部という、このいわゆる組織の中に、教育委員会から、1つ
抜けだした形でそういう部をつくって、スポーツ振興、文化振興に取り組んでおられる、そういう
部が中津川市にありました。

そういう意味でも、私は、これからスポーツについて取り組もうとする郡上市にとって、これは
非常にこういった視点も必要なのかなというふうに、私は思っているんですけども、その点に
ついて、急な質問でございますが、ちょっと御意見があればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） スポーツ行政とか文化行政といったようなものを、従来は、一般的には教育
委員会所管ということでやっておるのが一般的でありますけれども、近年、いろんな総合的な行政
の絡みの中で、首長部局に移すところも出てきているというふうに思います。

たしか今、県のほうも、少しスポーツ振興、知事部局のほうへ所管を移されたように、私は承知
しておりますが、いろいろと一長一短あるというふうに思いますし、郡上市のように、非常に少な
い職員で行政をやっておりますので、現行においても、教育委員会と十分連携をとってやれば、特
別、支障があるということはないかというふうに思っております。

そんなことも、例えば先般、設けられました教育総合会議などでも、そういう問題も、いろいろ
とまた話し合うということもあろうかというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） それでは、次にいきたいとします。

ケーブルテレビの問題であります。ケーブルテレビの将来に向けての考え方ということでお伺い
をしたいとします。

ケーブルテレビの発足といいますか、発足までの経緯、発足してからと、それからさらに、この
ケーブルテレビの存在意義ということでお聞きをしたいとします。

ケーブルテレビの法律が少し変わったということで、1973年、有線テレビジョン放送法が従来の
有線電気通信法とあわせて適用されていたんですが、2011年に廃止をされて、放送法となりました。

このことによっては、ケーブルテレビに対する影響はどういうものかということも、ちょっと含
めてお聞きをしたいとしますし、それから、この近隣のケーブルテレビの状況、下呂市とか、ま
た高山、飛騨、それから山県等もケーブルテレビを入れているそうですが、そうした近隣の地域の
課題とか取り組み等についても、ちょっと質問させていただいておりますので、御答弁をいただ
きたいとします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問、3点につきましてお答えをいたします。

まず初めに、この導入の経緯といいますか発足ですけれども、郡上市は、言うまでもなく、山間地域、あるいは洞々が非常に深いわけでありますので、こうしたテレビの難視聴エリアがずっと長くあった、そして多くあったわけでございます。

また、電気通信事業におきましても、採算性を重視する民間通信事業者では、市内全域で高速のブロードバンドサービスを提供されるということは、期待がなかなかできないと。

こういうことに対しまして、郡上ケーブルテレビは、この問題を何とかいち早く解決したいということで、合併前後から我々の先輩が、このことに取り組んでいただいて、整備をしていただいたということでございます。

市民誰もがテレビ視聴が可能であり、またIT、情報通信技術の社会のこの今日の恩恵を享受できる環境を継続していくことが、郡上市の責務であると考えております。

特に合併後も、近年、その量あるいは速度、品質におきましても改善を加えながら行ってきております。

現在におきましては、特にケーブルテレビにおきまして、多様なコミュニティチャンネルの影響によりまして、行政情報、あるいは地域の皆さんの動きというものをケーブルテレビ放送ならではお伝えができるということと、また、インターネットにおきましては、今日においても、十分な整備ができていない地域を郡上ケーブルテレビがしっかりとカバーをしていくと、こうした存在意義があるということで、こうした責任を果たしていきたいと考えてございます。

また、御質問ありました法律の改正ですけれども、平成26年の3月から、ケーブルテレビ事業を所管する法律は、現在、放送法になってございます。

放送法には、従前の有線テレビジョン放送法、また有線ラジオ放送法、電気通信役務利用放送法が統合されたということでありまして、これによりまして、ケーブルテレビ事業者は、有線事業者から一般放送事業者となって、いままで以上のサービスの向上が求められるということでございます。

こういうことによりまして、コミュニティチャンネルの充実を図り、また、設備の更新におきましては、放送後、3カ月間、録画をしておく法定の動力装置、または放送中に放送中断など起こった場合に、瞬時にエラーを知らせる監視装置の導入、自主放送、そうしたことにつきましての取り組みも、こうした法律改正によりまして、充実を図っているということでございます。

また、3つ目の御質問ですけれども、近隣の状況でございますが、山県におきましても、やはり郡上市と同じように取り組んでおられるわけですけれども、一つは、その民間事業者の展開によりまして、今までのその公で整備したところとの競合問題、あるいは加入者が減ると、こういうような問題がある。

あるいは、他の地域におきましては、下呂ネットサービスなど地域によりましては、早く取り組

まれたところは、施設がやはり老朽化しますから、更新問題あるいは人口の減少による加入者の減と、やはりそういうことにつきましては、郡上市と同じような問題を抱えておられるというふうに思います。

このほかでいきますと、伝送路につきましても、相当、御自分の取り組みの中で取り組んでいこう、あるいは4Kの問題等もありますので、日進月歩のこうした問題に対応するというので、やはり郡上市と同じように、大変苦勞されていますが、相当、自主放送などでは、皆さんも郡上と同じように、コミュニティチャンネルの充実によって、地域の皆さんのお客様が獲得できるように努力されている、このようなことを聞いております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) どの地域も、同じような課題を抱えているんだろうなというふうに思います。

高山なんかは、高山市、それから飛騨市、それから白川村ですか。全部、同じケーブルテレビがやっているという話も聞いておりますが、10年前の民間ではなかなか難しいそういった問題を、ケーブルテレビで解決しようということだったと思いますが、やはり先ほど言われましたように、日進月歩、どんどん技術が進歩しておりまして、この民間の新規等に対して、ついていけない部分もあるんだろうというふうに思います。

そうした意味で、特にネット企業、ネット機能、そうした問題は、検討すべきことが多いのではないかなというふうに思っております。

本市の課題といいますか、という観点で質問をしたいと思いますが、ケーブルテレビというのは、情報番組と、それからネット機能、それから防災機能を、3つ備えているというふうに言えると思います。

その中で、特にネット機能です。これが、民間企業がどんどん進出して、加入者も減少が見られるという中で、これからどのようにされるのかということなんですが、やはりこれは私も思いますが、これの問題は、スピードの問題、光の導入をせざるを得ないんじゃないかということを考えているところでございます。

そして、特に、地方といいますか、高鷲もそうですが、そうした田舎のほうは、なかなか民間では対応できないとのことで、八幡、白鳥までは、民間の光が来ているけれども、さらにその田舎のほうは、じゃあ、ケーブルテレビでどのように対応するのか。

それから、やはり企業誘致、ブランチ企業なんかは、そうしたネットがなければ来てくれませんので、そういうブランチ企業のためにも、ネットをしっかりと充実させるということが、必要ではないかなというふうに思います。

そうした中で、こういったものを仮にやろうとした場合に、どれだけの経費がかかるのか、そこ

ら辺を計算していただいていると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

私も、実は、テザリングとって、いろんな携帯から飛ばしてパソコンもできるというようになっているんですけども、これ、テザリングというんですが、こうした問題を考えますと、やはりネットのほうについては、やっぱり値下げをせざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、今の2点でございましたけれども、一つは、やはり郡上市内でも八幡、白鳥の市街地におきましては、民間事業者の光が提供されるエリアになってまいりましたので、ちょっと調べてみましたところでは、こうした光サービスに入られる等のこともあってということで、郡上ケーブルテレビから脱退された方は、昨年325件と、非常に多い件数があったということでもあります。

ただ、しかしながら、やはりそうしたエリアが郡上全体に広がっていくわけではありませんので、郡上ケーブルとしましては、採算性のとれない地域においても、しっかり今後とも、そうしたサービスを提供させていただくということと同時に、今、お話がありましたように、企業誘致とかテレワークのまち郡上の推進、いわばICT技術者の移住促進におきまして、やっぱり光化ということが課題だというふうに思っております。

これまでの考え方は、整備してから20年、平成35年までに、約、その時点の試算としては35億円から38億円ぐらいの巨額の更新という大事業があるというふうに捉えておったわけでありましてけれども、現在、それを前倒しする必要があるのではないかとということ。

今回、策定をしました第2次情報化計画におきましては、この27年度のうちには一定の方針を打ち出して、そして、より早い光化へ向けた整備を進めたいというふうなことを考えていこうということで、郡上ネット、今、ケーブルテレビジョンの受託者であります、指定管理者であります郡上ネット株式会社、それから八幡エリアのING株式会社、それからICT活用推進協議会というのを関係者でつくっておりますので、そのメンバー、それからそこに郡上市と県と入って、研究会を今、立ち上げたところでありますので、相当、専門的な研究をして、早い段階で方針を打ち出していきたいというふうに考えております。

それから、もう一点は、テザリングのお話がありましたけれども、自分もスマホを使っておりますので、これで通じて、いわゆるインターネット通信を行うということが、テザリングという方法でありますけれども、一般的には、今、森議員のお使いの機種の場合は、テザリングのオプション料金500円、要ると思います。

それから、通信量が月2ギガバイトの場合では、税抜で3,500円、通信速度は、性能場所によって異なりますけれども、最大で75メガビットパーセコンドということになりますので、この通信量

の2ギガを超えると、速度制限というか、一気に遅くなります。

そうすると、もう一度、料金を継ぎ足して速度を上げるという作業がありますが、郡上ケーブルの場合は、この場合は、月の通信使用制限がないものですから、最も早いハイパワーコースで100メガビットパーセコンドで、月額税抜き5,000円ですね。この場合には、いわゆる速度制限ということがかかりませんから、その速度ではありますけれども、ずっと使い続けていっても追加料金は払うことはない。

ですから、非常に多く使われる方にとっては、郡上ケーブルは、その意味ではお値打ちになるというふうな点があると思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) わかりました。

それから、防災面においてですが、ING等においては、これは無線化をされています。ところが、ケーブルテレビは有線のIP告知ということになりますが、この有線ということは、これは停電があると使えないということで、特に災害時、もしくはいろんな火災とかが起きた場合に使えなくなってしまうんですが、そうした面では、無線化が必要ではないかというようなことを思います。

そういった費用がどんだけかかるのかということをお聞きしたいと思いますし、加えまして、今、自動販売機の併設型デジタルサイネージというのがあります。これは、この前、北方町で導入をされました。

これは、結局、飲料のダイードリンコと、それからその北方町と、それからドコモが3社で提携してやったんですが、これ、要するに、災害情報をデジタルサイネージといいますか、をテレビみたいなものに映すんですけど、そうしたものを情報提供するということであります。

これは、この郡上市、もしくは行政がとれる場合は、無料でやってくれるということでもあります。そうしたことをぜひ私も郡上ではやるべきだと思います。特に、道の駅なんかはたくさん人が来ますので、そうした情報もあったほうがいいと思いますし、それから、Wi-Fiも使えるようになるんですね。無線LANが使えるようになります。そうした意味で、そういったものの導入も含めてお考えを聞きたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 防災行政無線の所管は、総務部でございますが、一緒に音声告知の関係の部分もありますので、一緒に研究をしてきておるわけでございまして、今、森議員が御指摘のように防災行政無線と。停電時の対応と、いわゆるケーブルが切れたときの対応等々を考えながら、今後のいわゆる防災行政情報の全戸への瞬時の伝達といいますか、その手段としては、防災行政無線という戸別受信機方式というものを充実させるという研究を今、させていただいておりますけれ

ども、あくまで概算であります。

その中で、デジタル戸別無線機とした場合は、ただ、これは郡上の場合は地形がありますので、デジタルを基本としながら、一定の地域においてはアナログ併用ということがありますけれども、そうした2つの想定で、今、金額を試算をしてみますと、デジタル戸別受信機とした場合は約6億4,000万円程度、それからデジタルとアナログを併用した場合には、戸別受信機、非常にお値打ちということもありますので、そうした場合には、5億3,000万円程度というふうに想定をしておりますが、現在、電波の調査を実施中でありまして、その結果を踏まえて実施計画へ向かっていくということで、逐一、議会と御相談を御審議していただきながら、研究していきたいというふうに思っております。

また、デジタルサイネージは、地震が来たときとか、大雨警報とか竜巻とかで、瞬時に警告を発するということですので、大勢、人が集まるところは、確かに有効なわけがありますけれども、現在、既にそういうところには置かれているということ、どう置きかえるかという問題が一つありますし、もう一つは、どうしてもそれが、いわゆるセキュリティの面で、そのネットワークにつながることがありますので、いわゆるいろいろな不正アクセス等のしっかりした防御ができるかということについては、やはり慎重に検討していく必要があると考えております。

いろいろと研究したいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) デジタルサイネージ等は、東京も狛江市とか、既に導入をしているところがあるわけですので、そういった問題は、恐らくクリアしているのではないかなという気も私はするんですが、よく研究してやっていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをしたいというふうに思います。

今の話もちよっとありましたように、今後、中山間地域のネットの光化というのは、まず必要だろうと思いますし、ブランチ企業誘致等の幅が広がるということもあります。

それから、観光客のWi-Fiの速いスピードもすごく求められます。そういう中で、どのように、この時代の要請に応じて、どのようになされようとされるのか、これを市長にお答えをしていただきたいと思います。

もう一つ、情報ですね、いろんなところでケーブルテレビが、各地域の情報をテレビで流しているわけですが、もちろん郡上でも非常に一生懸命やっていますし、ケーブルテレビを見るのが楽しみな部分もあります。

そういう中で、私、郡上市だけのケーブルテレビじゃなくて、ケーブルテレビをどんどんこの環白山でつなぐ、高山とつないで、高山はずっと東、また白樺のほうでありますし、それから南砺市

もケーブルテレビをやっているそうです。これとつなぐ。

こうやってどんどんつないでいって、環白山の情報が、要するに、ケーブルテレビを見ることによって、いろんな詳しい情報が伝わってくるというようなことを、ひとつできたらおもしろいなどというふうに思うんですが、これ、観光面でも非常に環白山の一体ということも考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

そして、近い将来、これ、衛星技術というのが恐らく進歩してくると思いますが、そうした意味では、やはりこういったケーブルテレビも古くなっていくことは事実であります。今の段階で、どういうふうに判断をされるかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上ケーブルテレビ、この情報ネットワークを含めてですが、については、先ほど田中室長のほうから答弁しましたように、いろいろ技術は日進月歩で進んでおります。

NTTの光回線の敷設等もございしますが、それから郡上ケーブルテレビのこのシステム情報基盤も、いわばサービス開始後、これで10年余をたちまして、平成35年ごろには、20年という節目を迎えるわけで、いずれにしろ、そういう基盤の更新というような、いろんな課題を抱えております。

そういう中で、郡上市民にとって、やはり費用負担とかいろんなことも含めて、あるいは郡上市にとっても、財政負担がどれくらいかかるのかというようなことを十分勘案しながら、方向づけをしていきたいというふうに思っております。

それから、環白山というようなことでの連携ということもございしますが、今、ちょうど、例のユネスコの白山エコパークというようなものの、いわば再認定のような形で取り組んでおまして、この御指摘の地域については、これからいろんな面で連携をしていきたいというふうに思っておりますので、御提言の趣旨は一つの検討課題としたいというふうに思っております。

それから、ケーブルテレビについてであります。いろいろと技術が進歩してまいりますので、どのようにやっていくかということについては、いろんなことを考えていかなければいけないと思っておりますけれども、現在のこの郡上ケーブルテレビが持っています、やはりこの地域の一つのメディアとして、郡上市民の一体感を醸成するとか、いろんな意味ではかけがえのない、やはり使命を果たしているというふうに思っておりますので、そういう点については、今後とも、やはりこの地域において、皆さんがいろんな地域の情報をきめ細かに把握をする、あるいは、地域の誇りや愛着を醸成するという意味においても、今後とも、これはでき得る限り維持をしていきたいと、発展をさせていきたいというふうに思っております。

（3番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ありがとうございます。積極的なケーブルテレビの進捗をお願いしたいと

思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇ 古 川 文 雄 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） おはようございます。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回は、2点に絞って質問をさせていただきます。なお、まだ、お聞き苦しい点があると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目でございますけれども、産業拠点施設の設置に向けてでございます。

今年度に入り、商工会関係者等から産業拠点施設の設置が望まれております。郡上市商工会は、市制施行の3年後の平成19年4月1日に、7商工会が広域合併し、郡上市商工会が誕生しました。

以来、郡上地域唯一の総合経済団体として、郡上の産業振興や地域振興や郡上の地域活力の向上に一貫して取り組んでいただいております。

そのような中で、現在の商工会館は、昭和56年3月末に竣工し、八幡町商工会館として活用されてきましたが、商工会合併により、市域の拠点として八幡町商工会館を郡上市商工会館として、その使用をされております。

現在の建物は34年が経過し、修繕の多発や広域合併に伴う事務室、会議室、駐車場の狭さに加え、耐震基準外であり、内装に崩落のおそれがあるというふうに聞いております。

このような状況を踏まえ、この建物の現状には、問題点と課題が多くあります。郡上の商工観光の拠点として、検討しなければならない時期であるというふうに思っております。郡上の商工観光は、極めて重要な産業であります。早い機会に、商工会の今後の位置づけと、現在の観光連盟の事務局の商工観光部の片隅で活動されているのが現状でございます。

昨年の郡上市への観光入り込み客は、629万人が訪れられておられます。このような状況に対応するためには、郡上の観光振興事務をつかさどるための事務室会議室の整備確保が急務ですが、いかががお考えでしょうか。

商工会観光連盟の連携強化を図るためには、現在、手狭な商工観光部の事務室も3者が一体となって、効率的な連携した業務が行えるスペースの確保等を総合的な観点で将来を見据えた産業振興としての拠点整備が強く望まれますが、いかががお考えでしょうか。

来客者の出入りも多いことが予想され、駐車場のことも含めて建設場所をどのようにお考えでしょうか。また、この計画を推進していくためには、合併特例債が有効活用できるこの事業を残さずに早期に取り組むことが重要ですが、いかががお考えでしょうか。

このような状況を踏まえ、産業振興拠点施設の将来に向けて、市としてどのようにお考えでしょうか。

あわせて、各種団体を初め7地域との意見調整もあると思います。今こそ、郡上の振興発展のための地域創生に取り組む重要な時期であります。あると思いますが、今後、この件へのお考え方と推進のスケジュールはいかがですか、お尋ねいたします。1点目、よろしく願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） ちょうど6月1日の日に、この産業拠点の検討会議を開催いたしまして、私、座長のほうの大役を受けましたので、その件で私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今までお話がございましたように、平成19年の4月に7つの商工会が合併をされまして、かつての八幡町の商工会館でありました施設、現況の施設でございますけども、そこを本庁として今現在は使われております。

ところが、平成23年に国の建築事務所より指摘がありました。耐震度、いわゆる道路のほうを含めてですけども、壊れていくということがなかったわけでございますけれども、若干、いわゆる2階部分の天井部分とかそういったところに非常に弱い部分がございます、崩落の危険性があるとか、あるいは、ちょうど事務所の真ん中に通路がございます、職員が一体的に活動できないといったような課題もございまして、25年の10月に、商工会の中において、会館の検討委員会を設立されたということを聞いております。

その後、昨年、26年の10月に、私どものほうへこういったお話がございまして、いわゆる56年の3月に取得した建物であるので、やはり何としてでもこの危険な会館だけでは困るので、新たなる対応を検討したいというお話がございました。

我々といたしましては、十分な検討を、特に、大いにこの産業振興の拠点としての商工会館のあり方等々を検討した上で、進めてほしいというお話をさせていただきまして、その後、商工会のほうでも協議がなされておるようでございます。

それで、今ほどのお話がございましたように、やはり商工会というのは、いわゆる郡上市の中の産業の拠点の施設でありますし、また、これからのいわゆる地方創生に向けて、小規模企業者等々の中心的な組織体になるわけでございますので、大いにこの機会を通じまして、商工会、あるいは観光協会等々も一緒になった上での検討をする必要があると。

特に、この時代におきましては、会館等々を建てるには、かなりのエネルギーが要るだろうといったことから、大いなる盛り上がり期待しながら、この検討会議を第1回目が開催いたしました。

それまでは、いわゆる将来の商工会の産業団体のあるべき姿を十分考えて議論をする必要がある

ということ。それから、これまでの検討の経過を聞かさせていただきましたけれども、会館ありきのような議論でございましたので、そういったことではなしに、今後、いわゆる郡上市との一体感の中で、会館にとどまらず、商工振興にかかわる計画、あるいは外国人の研修センター、あるいは新人職員の研修等々の大きな事業もやっておると——やるわけでございますから、そういった施設等も踏まえながら検討をしていくと。

今ほどお話がございましたように、やはり財源の問題もございますので、できるだけ早い段階において、その計画を立ち上げていきたいということを思っております。

まだ、場所も、一体全体どこがいいのか。あるいは公共地の中でこういったところがあるのか等々、あるいは公共施設等々も含めまして、全体的な中で議論をするという段階でございますので、駐車場の大きさとか、あるいは、ここに今、具体的にありますよとか、いったようなところまでは至っておりませんが、できるだけ早い段階において決定していきたいということを思っております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ただいま、副市長さんから現状報告と今後の取り組みについてのお話をいただきまして、前向きな話をいただきましてありがとうございます。今後、早期に推進に向けて取りまとめいただくことを大いに期待をしております。

特に、今年度から地域のアイデアより、地域経済を活性化させる地方創生がスタートしました。このような中、さまざまな振興策を進める上で、市民、郡上市、産業経済関係機関団体が一体となって各種支援や活動を行う、産業振興拠点施設の重要性が高まってきたというふうに思っております。

現在の商工会館の老朽化の現状下を踏まえますときに、合併特例債が有効活用できるタイミングを逃さずに、早期に産業拠点施設の方向性の取りまとめと建設に向けて取り組んでいただきたいと思います。市長さんとしてお考えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この問題に対する経過と現在の取り組みにつきましては、ただいま副市長が申したとおりでございます。

私も、もし、この産業関係の拠点施設というものをつくろうということになれば、やはり郡上市の商工環境行政というものと密接に連携をしていける場所に、必要なものをつくる必要があろうかというふうに思っておりますし、また、そうした施設を整備するというのであれば、やはりかなりの財政負担も必要になってくるというふうに思います。

もちろん、これは全部が全部、市の財政負担でやるというものではないというふうに思います。そうした商工会の皆さんの取り組みの意欲や盛り上がりというもの、あるいは、そうした資金的な面でも、どのような分担をされるのかというようなことも含めて、検討しなければいけないと思っておりますが、いずれにしろ、市として取り組むとすれば、私も、やはり合併特例債が活用できる平成30年度までには、この事業に取り組む必要があるかというふうには、目下、考えているところでございます。

先ほども副市長が申しましたように、この検討会議におきまして、十分、できるだけ早く検討をしていただき、また、そういう結果を議会のほうへも御相談をさせていただき、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。我々も一緒になって応援してまいりたいと思いますので、早くに完成できることをお願いを申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2点目の質問でございますけれども、その中のうちの教育関係の1点目でございますが、小中学校の先生方の勤務状況の現状と教職員管理指導方向についてでございます。

市内の小中学校の先生方には、それぞれの部署で学校教育の指導を初め教育振興に、格別の御尽力をいただいておりますことに対しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

そのような中で、先生方の勤務状況について、特に近年、退庁時間がかかり遅くまで学校で勤務される先生方が多いというふうにお聞きをしております。

中には、自宅に帰られるのは、午後9時過ぎに帰られる先生も、かなりお見えになるというふうにお聞きをしておるところでございます。本来ならば、それぞれの先生にも家庭がありまして、基本である家庭教育が重要で、大事であるというふうに思っております。

先生方の中で、帰りが遅く、保護者、関係祖父母を初め地域の方々からも、学校校舎に遅くまで電気がついているのを踏まえまして、勤務状況を大変懸念する意見がかなり寄せられております。

毎日の市内の小中学校の先生方の勤務体制と勤務状況、具体的な勤務時間は、どのような時間帯で、何時から何時までどうなのかということと、時間外勤務を誰の指示で何時間行われておるのか。また、その時間外勤務の成果報告はどのようにされているのか。また、時間外勤務手当はどのような状況でどう支給されておるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、勤務体制は、労働基準法との関係があるかと思いますが、現状はどのような現状にあるでしょうか。校長、教頭先生方には、この現状をどのように把握され、どのように対処されておられるのか。市内の小中学校の時間外勤務の日数、人数、現状、どのような状況となっているの

か、この件につきましては、岐阜県の教育委員会でも取り組まれて、検討されているというふうにお聞きをしておりますが、郡上市教育委員会として、現状をどう踏まえられ、具体的にどう対処されるお考えかお尋ねをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、教職員の勤務の状況と職員の管理指導についてお答えをしたいと思いますが、総体的に教職員の時間外勤務というのは、徐々に減ってきております。

そのことを踏まえて、まず1点目ですけれども、校長が、教職員に時間外勤務を命じることができる場合というのは、職員会議、それから修学旅行の引率、非常変災時あるいは実習、そういったことに限られております。

これは、いわゆる超勤4項目といいますが、それ以外は超過勤務と、いわゆる時間外勤務というのは命じることではできないわけですが、しかし、現実には、先生方が授業の準備ですとか、あるいは成績の処理、そして打ち合わせ等によって、校長から命じられていないんだけど、時間外勤務をしているというのが現状であります。

この時間外勤務、つまりその命じられない時間外勤務については、労働基準法の第37条の時間外労働における割増賃金、いわゆる時間外手当の規定の適用除外、ですから対象外になります。

したがって、時間外手当は支給されておられません。そのために、全員、一律に給料に4%の定率を乗じた教職調整手当というのが支給をされております。

労働基準法第32条の労働時間に関する規則というのは、教職員にも適用されていることから、校長、それから教頭は、教職員の時間外の勤務実態というのは適正に把握し、指導しなければならぬというふうになっておりますが、実際に教職員が時間外勤務をしようとする場合には、校長の許可を得ることになっておまして、時間外勤務を記録する記録簿に記載をしております。

現在の状況で、時間外勤務がどのぐらいの実態になっておるかということですが、平成23年度と平成25年度の11月に、これは全ての職員に調査をした結果がございますので、そのことについて御報告申し上げますと、小学校で、平成23年度は、いわゆる帰宅する時刻が19時5分、それから平成25年度は18時25分で、約30分早くなっております。中学校は、平成23年度は19時28分、平成25年度は19時8分で、約20分早くなっております。

平成24年度と平成26年度は、小中学校それぞれ一部の学校を選んで調査をしておりますが、そのときの平均の帰宅時刻ですけれども、小学校で24年度が18時8分、26年度は18時46分と遅くなっております。中学校で24年度は18時39分、それから26年度が19時32分。

平成26年度に、もう帰宅時間が遅くなっておるという理由ですけれども、これは小学校の1校が19時15分、それから中学校の1校が21時6分というふうになって、この2校が遅くなっているというのが、全体の平均を押し上げているという、そういう結果になっております。

こうしたことから、教職員の時間外勤務というのは、全体から、私たちの個別の問題に移っているというふうに認識をしております。

それで、全体としての時間外は減っておりますので、過負担というのは、少しずつ解消の傾向にあると思いますけれども、先ほど御報告申し上げた、その24年度と26年度の調査結果を見る限りでは、帰宅が遅くなる学校というのは、おおよそ傾向が同じ学校に限られてくるというのは現状です。

そして、もう一つは、その教職員の個人差もございますので、遅くまで学校に残って翌日の準備をします。これは熱心さの余り時間外の勤務をしているというふうにして捉えておりますけれども、比較的若い教員が多いわけですが、特に、そういった現状を踏まえまして、今後は、個々の学校に応じた対応策と、それから教職員一人一人に応じたその勤務体制についての指導をすることによって、効果的な対策を整えていきたいと思っております。

学校全体としての学校行事の精選ですとか、それから会議の効率化や作成資料の削減については、これからも引き続き進めていきますけれども、先ほどお話ししましたように、学校による差が大きいということから、時間外勤務の多い学校については、具体的な改善策を求めていきます。そのことについて、学校別の方策を講じていきたいと思っておりますし、個人差が大きいということですので、若手の教職員に対しては、特に管理職が、勤務時間のその勤務のあり方、あるいは、そういったことについての指導助言に当たるなど、個別の対策を講じていきたいと思っております。

しかしながら、教育委員会としては、教職員の勤務について、やはり熱意や意欲、あるいは使命感というのがもとになっておりますので、そういったことを損ねることのないように、学校別、個人別の相談を行いながら、先生方一人一人の心身の健康というものを前提として、より効率的、効果的なその勤務体制を構築していくように、進めていきたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） ありがとうございます。教育長さんには、細部にわたりまして報告をいただきましてありがとうございます。特にまた前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

一つだけ、教育長さんに確認をしたいと思っておりますけれども、このたび、私、確認しましたら、小中学校にタイムカードは設置されておるとかと聞きましたら、どうも設置されていないということですが、先ほど教育長さんとしては、記録簿でもって時間外勤務、報告されておるようでございますが、今後は、ぜひとも予算がかかるかもわかりませんが、タイムカードを導入いただきまして、適正で明確な職員管理もできると思っておりますので、予算もかかると思っております。ぜひ導入を希望いたしますが、いかがお考えでしょうか。一言よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） タイムカードの設置というのは考えておりませんが、教職員が出勤をしてきますと、出勤の記録簿に必ず出勤と同時に、これは、現在はパソコンに入力するというふうになっておりますので、そのことによって、おおよその勤務時間の把握というのはできますので、今後、タイムカードを設置するのがいいかどうかも含めて、研究はしたいというふうに思っておりますが、現状は、ちょっとそれは必要じゃないんじゃないかなというような、そんな今、思いでおります。

（10番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） どうもありがとうございます。今後、適正な管理のためには、予算もかかるかもわかりませんが、あったほうが望ましいというふうに思っていますので、御検討を賜りたいと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

いずれにしても、今後さらに、効率的な事務の運営が、本来あるべき姿の方向性に向けて、御尽力を賜りたいと思いますけれども、やっぱり先生方は、健康管理も大事だと思いますので、どうか効率的な事務運営に向けまして御尽力を賜りますよう、どうかよろしく願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、3つ目の管理職の先生方の遠距離通勤と危機管理体制についてでございます。

人事異動によりまして、特に管理職の校長先生を初め管理職の先生方が、市外からおいでいただいて、一生懸命学校の管理運営指導に御尽力をされておりますけれども、特に地域によっては、管理職の先生方が遠隔地から通勤されていることを踏まえて、近年、異常気象によるゲリラ豪雨等の発生を初め、落石、大洪水等、自然環境の急変、全国的には、児童生徒の問題行動も発生しております、いろいろ関係者は心配をされておられます。

そのような、いざ、緊急時の発生に対する危機管理の想定内容と発生時の危機管理組織に対して、連絡網等をPTA、保護者との連携対応も必要と考えますときに、どのようなマニュアルが設定され、訓練されておるのでしょうか。

毎日、遠隔地から通勤される先生方の現状は、郡上市全体を見た場合に、どのような状況にあるのでしょうか。また、そのことを教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。

また、基本的には、教職員住宅は遠隔地から通勤されるための住宅が基本であるというふうに思っておりますけれども、遠隔地からの先生のための有効活用は重要であると思いますが、市内の教員住宅の住宅戸数の現状と職員の活用状況はいかがでしょうか。あわせて遠隔地への先生への職員住宅利用に向けてのお考えはいかがでしょうか。

以上のことから、いざ、緊急時における児童生徒の安心・安全対策の充実に向けて、今後、取り組みが重要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

あわせて、今議会の条例改正に、教職員住宅の有効活用について、幅広く活用できるような点がされております。そのことも踏まえまして、教職員住宅の今後の対応方向はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、2つに分けてお答えをしたいと思います。1つ目は、危機管理と管理職の勤務体制ということで、非常災害にどのような勤務体制をとっているかということについてから、まずお答えをしたいと思います。

管理職、これは校長、教頭ですけれども、学校でいろんな事態に対応できるように、組織、それから役割分担、そして、これはPTAの方も含めてですけれども、連絡網については整えております。

例えば、暴風警報が発令されたりといったような場合ですとか、あるいは学校施設の管理、児童の安全な通学、そういったことに危険が及ぶことが予想される場合は、校長、教頭は学校に待機をするという体制で対応をしております。

また、教育委員会では、そうしたケースが予想される場合には、勤務体制の指示をしますし、校長の判断で学校体系の対応をするということもあります。

しかし、その学校長が出張等で不在であったり、あるいは休養日で自宅にいるということも現実にあるわけですが、そうした場合は、教務主任、あるいは生徒指導主事といったように、比較的の学校に近い教職員が、管理職が学校待機のできるまで、かわって学校で危機管理の対応に当たります。

そうした場合に、とりわけ遠距離からの先生方が、どんなふうに具体的に対応できるかという問題が、実際は残るわけですが、教育委員会としては、遠距離から赴任をしていただいている管理職には、原則として、市内に居住をしていただくように勤めております。

しかし、家庭の事情ですとかさまざまなことがあって、現実には、遠距離から通勤されている先生方もお見えになります。

しかし、そういった場合であっても、緊急時に学校待機ができるような、そういったその勤務体制をとっていただくように、教育委員会としては、指導をしているのが現状でございます。

2つ目に、市外からの通勤をされている先生方の状況と教職員住宅の利用の状況についてお答えをしたいと思いますけれども、管理職で市外の遠距離から赴任をされている多くの先生方については、教職員住宅を利用していただいております。

現実には、どのくらいの赴任者があるかということをお答えをしたいと思いますけれども、校長、教頭で市外からの赴任をされている場合は、校長は12人で全体の40%に当たります。そして、教頭は18人で全体の62%に当たります。

市外からの赴任者で、とりわけ地区として多いのは、校長は美濃地区からが多くなっております。それから、教頭は岐阜地区からが多くなっております。

その市外からの赴任者のうちで校長の4人は、市内住宅を借りております。そして、美濃地区からの4人も含めてですけれども、8人が通勤をしております。教頭は、11人が市内に住宅を借りて、美濃地区からの3人を含めて7人が通勤をしております。

教職員住宅の利用状況ですけれども、教職員住宅全体の入居は、97戸のうち77戸の利用ということで、利用率は約80%ですが、校長4人は、いずれも教職員住宅、それから、教頭11人も、いずれも教職員住宅に住んでおります。

今後は、その市外から赴任する教職員の数を想定しながら、管理職などの教職員住宅の利用を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、特に、原則的には、管理職というのは危機管理の対応のためにも、できるだけ勤務学校に近い場所に住居を持つということが、原則としておりますけれども、これから3年間で、現在、市内に住居を持っている、いわば郡上出身者と御理解いただければいいと思っておりますけれども、約60名、3年間に退職をします。

そして、それに対して、市内の出身者で、郡上へ戻ってくるという教職員の数が約26名で、これから先、かなり多くの先生方を市外から郡上のほうに来ていただかなきゃならないという状況にあります。

そういう意味がありますので、教職員住宅の必要度というのは、これからは高まっていくというふうに考えております。

そういう意味もありまして、現在、老朽化している教職員住宅につきましては、計画的に整備を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、今回、条例を改正させていただき、その中に、短期入居という条件を設定しておりますのは、今後、ふえてくる教職員住宅の利用ということを想定をしながら、短期の入居が行えるような趣旨を生かす意味での条例改正ということで、御理解をいただければと思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、教育委員会のお考えと現状をお話いただきましてありがとうございました。

近年の異常気象等、今までになかった大洪水、各種の警報の発令も、近年、多くなっております。あわせて郡上市内の地形は急峻なところが多く、落石、土砂崩れ等、いざ緊急時の対応等、マニュアルの徹底と児童の安心・安全と緊急時として対応の充実のために、今後とも万全を期していただきますことをお願いを申し上げまして質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時47分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 驚 見 馨 君

○議長（尾村忠雄君） 7番 驚見馨君の質問を許可いたします。

7番 驚見馨君。

○7番（驚見 馨君） ただいまは発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、5点ばかり質問を通告しておりますが、農林関係につきましては、先般から答弁がございましたので、割愛をさせていただきます。

その一点が、郡上の介護保険事業の現状、将来の動向、課題、方針についてをお伺いしたいと思います。

郡上市内でも少子高齢化が進み、介護を必要とされる方がますますふえ、各関係者が適切に対応、努力されながら、困難で多様な介護事業も成果もありつつあります。

先般、作成された介護保険事業計画において、第6期が、月額4,700円で、前期より760円、増額されたところでございます。

今後も、介護保険事業、増加が予測される中、国の予測では、2025年には、介護保険制度が危惧されているところと思われております。

将来、高齢者が健康寿命を延ばし、いつまでも元気で楽しみ、潤いの持てる活躍でき、最小限の社会負担の中で生活ができることが大切で、そのことが介護保険の利用を抑制し、制度の維持・活用につながるものと思われまます。

健康寿命を延ばし、効果も高めて、ぴんぴんころりの例えのように、生涯、元気で安心して心豊かに生活するために、郡上としては、どのように将来対策を考え、進められようとしておられるのか、担当部長さんにお伺いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 驚見馨君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） それでは、お答えをいたします。

介護保険に係る郡上の市現状について、若干、御報告をさせていただきたいと思います。

現在、市内の要介護認定者でございますけれども、本年4月末現在におきまして2,484人、前年度の同期と比べますと、44人増加をしているというところでございます、65歳以上の高齢者の占める割合は、約17%というところになっております。

この介護認定を受けられた方のうち、実際に介護サービスを利用しておみえになる方は、全体の約82%ということになっております。高齢化の進行に伴いまして、要介護認定者も、それと比例して毎年増加をしてきておりまして、26年度における介護サービスに要する費用でございますけれども、総額で約38億円という巨費に上っております。

介護給付費でございますけれども、今後もふえ続けることが予測されておりまして、今、議員お示しの第6期の介護保険事業の計画期間中に要する介護給付費につきましては、約129億円、こういった額が必要ではないかというふうに見込んでいるところでございます。

したがって、この費用を賄うために、今般、第1号被保険者であります、65歳以上の方の介護保険料につきましては、基準額4,700円というところで、改定をさせていただいたところでございます。

そこで、介護保険制度に係る課題というところがございますけれども、全国的な問題となっているものが、介護職員など人材の確保というところが、大きな問題となっております。

市におきましては、平成25年度から介護職員の初任者研修、これにかかわる費用の一部を助成させていただくという制度を設けております。

また、今年度におきましては、介護職のイメージアップを図るための取り組みの一つとして、市内の事業所の方々の御協力もいただきながら、介護の仕事の魅力であるとか、やりがい、こんなところを実際に従事してみえる方を通じて、ケーブルテレビ等の媒体を通じながら、広く市民の皆様方にお知らせをしたいというふうに考えております。

それから、第6期の計画を策定する折におきまして、人口推計を行っておりますけれども、介護認定率が高くなる85歳以上の人口でございますけれども、平成の31年までは増加というところがございますが、その後におきましては、減少に転じるというところで推計をしております。

同様に、高齢者を支える、いわゆる生産年齢人口におきましても、大きく今後、減少するということを見込んでおりまして、こういった状況を見る中に、介護を必要とする方がふえて、それを支える方は減少をするといったところになりますので、今後は、元気な高齢者が高齢者をお支えいただくということが、非常に大切になってくるのではなかろうかというふうに思います。

市では、要介護者に対する生活支援サービスの担い手というものを育成するために、今年度、新規の事業でございますけれども、高齢者生活支援サポーターの養成講座というものを開設したいというふうに思っております。この講座には、ぜひとも多くの高齢者の方の参加、そんなところを願

っているところでございます。

それから、健康寿命の延伸というところでございますが、この方策としまして、現在、市のほうが行っている事業でございますけれども、高齢者のスポーツ活動であるとか、社会参加活動、こういったところを促進するための生きがいと健康づくり事業、これはシニアクラブのほうに委託をさせていただいておる事業でございますけれども、複数の事業を合わせますと12事業を委託させていただいて、健康寿命の延伸につながるというような活動をお願いしているというところでございますし。

それから、特定健診、75歳以上の方ですと、ぎふ・すこやか健診という名前になりますが、こういった健診の受診を勧奨をさせていただくことによって、健診結果におきまして、要介護状態になおそれのある方を対象にした運動教室と、こういった事業も、予防活動の一環として取り組んでいるところでございます。

26年度からは、住民みずからで、こうした介護予防活動を支えていくために、介護予防サポーター養成講座という、こういった事業にも取り組んでおります。

また、高齢の方の病気や介護予防につながる口腔ケア、こういったところが非常に重要視されている中でございまして、今年度、郡上市の歯科医師会の先生方の御協力をいただく中で、75歳以上の方を対象にした、ぎふ・さわやか口腔健診、こういった事業にも、今年度から着手をさせていただくというところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 今、言われましたように、いろいろこの内容につきまして勉強をさせていただきましたが、たくさんの介護福祉の施設がございます。特別養護老人ホーム295人を初め老人保健とか認知症対策型小規模、あるいは特定施設の入居者、合わせて今、687人ぐらいが入所されておるというように伺っております。待機者も230人ぐらいはあるんじゃないかというような予想でございます。

また、負担につきましては、今、説明がありましたように、6期目に入りますと、129億円いくぐらいかかるんじゃないかというようなことで、国のほうも大変心配をされておる、全国的な問題ではありますけれども、何とかこれをできるだけ抑制をするという意味におきましては、説明がありましたように、まず健診をしっかり奨励して実行してもらおうと。あわせて軽スポーツを初めケア対策の趣味とかそういうものを事前に、人生観の中で準備しながら、その負担を少なくしていかなと、これは、産業振興といいながらも、こうした福祉のほうに金が回って、それが追いつかんと。

郡上の将来を考えると、非常に重要な観点でないかなというようなことをうわさしております

す。

特に、検定委員会というものがあるようにみえますけれども、この職務は、大変厳しいものでございまして、職場の中から、あるいは一般からも入れて、その辺の鑑定をしながら、予算をできるだけ納得のいく方法で鑑定をしてみるというふうなことも聞いておりますが、今、言われたように、介護をされる人、する人、非常にお互いに高齢化になりまして、何事や希望も多いようにございます。どうか十分なる対応をしていただきたい、このことを特に要望させていただきます。

特に、介護関係の予防活動につきましては、説明がありましたが、さらに個々に、市民に説明されまして、奨励をして指導していきたいというような観点がつけ加えてありましたが、御指導をいただきたいと思っておりますし、市長さんのほうからも、全体的な総括の問題といたしまして、将来の介護事業をどうしていくかというようなことも、御説明があればありがたいと思っております。

以上。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思っておりますが、先ほどの健康福祉部長の答弁に尽きていると思っておりますけれども、郡上市のこれからの高齢者の数の推移、特にまた、80歳、85歳以上の方々の推移等については、先ほど申し上げたとおりです。統計上の同じ高齢者といっても、やはり元気な方、そしてまた、介護をお受けにならなければいけない方と、いろいろあるわけですが、要は、この介護保険というのは、もちろん国や県や市町村の公的な負担というものもあるわけですが、その多くをやはり市民がみずから介護保険料という形で出して、支え合っていくという、こういう仕組みでありますから、鷺見議員御指摘のように、私たちが年をとっても、それぞれが、あるいはみんなで、グループで、地域で健康に気をつけるということの中で、できるだけ介護を受けなくても、健康で幸せな生活ができるようにということでもあります。

不幸にして、介護を受けなければならないという方々に対しては、安心して介護を受けていただくようにと、こういう社会をつくっていく必要があるわけでもあります。

そういうことで、先ほど健康福祉部長が申し上げたような、ことしの新しい施策も含めて、郡上市の安心していただけるような、そうした介護体制というものを進めていきたいというふうに思っております。

（7番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ありがとうございます。

終わります。第2点目に入りたいと思います。

2点目は、青少年活支援と婚活組織団体活動育成、指導者・リーダー育成、イベントなどの実施でございます。

交流活動について伺いますが、逆に、その人口減少、社会変化の中で、厳しい現状かと思われませんが、学校を卒業した青年の方々、今、18歳から25歳見当までの団体組織活動が、非常に少なくなってきたおるといことが、やむを得ない現状もございましょう。

がしかし、学校や職場、地域で大勢で遊んだり、友人と将来を語り、地域に愛着を持ち、他人と協力し合うといったことが、社会性や対人関係能力を身につける、よい機会だと思います。

例えば、若者が、今、実施しております成人式の企画でございしますが、御案内とのおり運営も自主的にやりまして、立派な成果があつておるんじゃないかということで、感銘をいたしておるところでございします。

青年が中心になって責任を持つてする行事、チャンスをもっとふやすことはできないかという願いのもとに、その体験によって、社会性、連帯意識の醸成が養われ、将来の地域リーダー育成、婚活にもつながることを考えております。

教材に対する学校での教育の重要性であるとともに、若者が国内外の文化に触れることにより、改めて地元郡上の歴史・伝統・文化の重要性を感じ、養成するため、交流行事の機会創出をふやせないか伺いを申し上げたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

議員御質問のとおり、若者の数、人口が減少しておるといようなことで、新生児の推移を見ても、平成22年でございします。593人でございしたものが、平成26年には516人ということで、この数上だけでも、4年間で約80名が減少しておるといようなことでございしますし、それから、かつてございした、その青年団活動でございしますが、現在、市の中で残つてございしますのは、明宝地域のみということで、こちらは非常に危惧をしております。

ただ、今、議員のほうから御質問の中にございましたとおり、成人式の企画運営というのを、その成年自身に、成人自身にやとつていただきますが、こういった取り組みにつきましては、市外、現在は市を離れておりますが、一体感があつて、毎年、生き生きと参加し、楽しんで企画運営に当たつておるとい状況がございしますので、こういう姿がリーダー育成につながるんじゃないかということで、非常に期待をしております。

こういったことを参考に、今年度でございしますが、新たな試みといたしましては、公民館活動の中で、青年が集まつて活動をするということについて、特別の交付金、これは通常の公民館活動とは別の交付金というのを試行的にやらさせていただきますと思ひます。

例えば、青年サロンというように定期的に集まつて、まず最初は、お茶を飲みながらでもおしゃべりをするというように軽い機会から、例えば夏祭り、あるいはイベント等に青年が出店をするというように取り組み、あるいは社会福祉に貢献する活動といたつたようなもの、こういう活動

をまず一番身近なその公民館の中で青年が取り組むということについて、特別の交付金を出していきたいというように思っております。

それから、若干、意味合いは異なりますが、これは、前にも御紹介をしております、相生公民館では、中学生理事ということで、公民館運営に中学生が直接携わっておるといような制度がございます。

こういうことで、一度は、この子どもたちが進学・就職で郷土を離れるということがございましょうが、また戻ってきた折には、今度は再び青年として公民館活動に携わってもらえる、あるいは関心を非常に深く持ってもらっていただけるんじゃないかということを、期待しておるわけでございます。

また、現在は、青年のその海外での見聞を広めるといったようなことは、まだ具体的な事業はございませんが、前にも紹介しております、青少年が見聞を広げる交流活動といたしましては、御存じの港区との交流というように、これは市の中の約20名ほどが港区を訪れまして、そして交流をしてくるというものでございますが、これは帰りましてから、その学校のリーダーになってもらっておるといような効果もございまして、こういうものが、また、地域を担ってもらおうという中学生でございまして、青年になりましてから、地域を担ってくれるものというふうに期待をしております。

それから、また若干、事業名は異なっておりますが、郷土芸能の継承事業というように、昨年も、地元の歌舞伎が、志摩市のほうへ出張いたしましてやらしていただきました。

これは、中高校生が主役の場面ございまして、こうした活動で、その子どもたちが、郷土の文化をもちろん知りまして、そこで郷土愛を感じると申しますか、郷土愛を育むということができないんじゃないかというようなことを期待してございます。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。確かに、青年層の数は減ってまいりますし、なかなか社会的な活動とか団体活動には、縁遠いということもありませんが、考え方としては、自己主義的なところも出てくるんじゃないかと。そういう意味から、いろいろな後継者問題につきましても、難しい課題が重なってくるような気がいたします。

今、ちょっと出ましたが、志摩市にも、先般、議会との交流会もございました。おかげさまで、御案内のとおり、伊勢志摩のサミットが決定をいたしましたようでございまして、話題の中には、もうちょっと青年層も行ってもおるし努力もしておるんですけど、もう少し数を増やして、将来の希望を増やしたらどうかと、つなぎをつくったらどうかというようなこともありました。

それで、できれば、山の恋人は海であり、山の水が伊勢湾にとって海の幸になるというようにこ

とも考え合わせれば、この際、この郡上にも、志摩市の山というようなものをつくったりして、青少年が管理までいかにしても、ふれあいをよくして展望台をつくって、山からいろんな郡上の城が見えたり川が見えたりと。

また、向こうに行っては、志摩市のそういった海産物も増えてくるというものを、ちょっと密度を高めに行ったらどうかと、そんなこともちょっと懇談の場でも出ましたが、私ども、そんなことも関心を持っております。

そんなことを一つの提言になろうかと思いますが、それにつきましても、ひとつ今後とも言及をしていただければということをお願いいたします。

以上、2点目を終わらして、3点目に入りたいと思います。

3点目につきましては、地方創生支援事業推進活用方針についてでございますが、これは今まで話も出ましたし、もう既に活動展開をされつつあります。非常にありがたい重要なことでありますけれども、これにつきまして質問をさせていただきます。

地方創生事業については、以前に当時の国における地方活性化対策の目玉として、昭和63年から平成元年にかけて、全国自治体の一律1億円が配分された、ふるさと創生事業がありましたが、今回の地方創生事業は、地方自治体の自発的な取り組みや支援の前提になると認識いたしております。

地方創生に向けた国の方針には、従来の国による画一的な方法や縦割りの支援ではなく、各自治体に合った施策を支援することと、各自治体は客観的なデータに基づき、実情分析や将来予測を行い、地方版総合戦略を策定し、戦略に従った施策を実施できる枠組みを整備することを求めていると認識しております。

その観点から、既に、実行されつつあるところではありますが、これ、そこでお尋ねいたします。地方創生事業の目的をどういうふうな郡上は捉えているのか。2つ目は、市民からどのような意見を聞き、総合戦略を策定されていくのか。また、市民主体となり、自主的に動いていけるように、仕組みづくりが必要じゃないかと思われま。

住民生活等緊急支援交付金事業の現在の成果と今後の事業展開は、これからどうされるのか、以上、その点につきまして、担当者の御意見、御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、地方創生につきまして、3点、御質問いただきましたのでお答えします。

初めに、このまち・ひと・しごと創生法では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたる活力ある日本社会を維持していくんだと、こういうふうな目的が

定められております。

郡上市におきましては、人口減少問題につきましては、ずっと取り組んできておるわけでありませうけれども、昨年の5月に、人口問題対策本部を設置いたしまして、行政の各分野における課題と対策、あるいは施策、事業メニューについて議論を重ねて、中間報告をまとめてきたところでございます。

昨年来、国においてのこの地方創生の取り組みが始まってまいりましたので、これにおくれぬように、この2月からは地方創生推進本部に移行をしまして、本年度、策定することとなっております総合戦略、このことにつきまして、国の指針によりまして、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、それから若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守ると、この4つの分野で、重点的にまたかつ実効的な取り組みを行うと。市民の皆さんとともに汗を出し、知恵を出していくと、これが今回の取り組み眼目であろうというふうに思っております。

そこで、市民の皆さんの主体的な取り組みの仕組みですけれども、この総合戦略の策定に当たって、いわゆる産官学金労言と各分野から出すようにとされておるわけですが、郡上市におきましても、20名の委員によります、市民の皆さんによります地方創生推進会議を5月14日に発足をさせていただきました。

既に、それ以降、分科会ごとの議論も、現在、始まっておりますので、この委員の皆さんを中心とした議論をまず一つは十分拝聴してまいりたいと。

また、現在、夢論文を募集しております。さらにアンケートも行う予定でございますので、こういうことを含めまして、目的にかなう事業を総合戦略に盛り込んでいくということでありませう。

なお、各地域協議会におきましても、現在、この地方創生等の説明を行って、意見を出していただくようお願いをしておりますので、広く市民の皆さんの御意見を募る仕組みをしっかりとつくって、実行していきたいと思っております。

最後に、3つ目ですけれども、いわゆる先般の3月議会の補正で、追加補正で上程をさせていただきました諸事業がございますけれども、これにつきましては、現在、新年度に繰り越しまして、順調に仕事が進んでおります。

事例を申し上げますと、地方創生先行型の中では、夢論文、これは既に学校、小中高と、それから一般の皆さんに募集が始まっておりまして、既に応募も来ております。また、きのうは、3大学へ直接、学生に応募をしていただくように、お願いにも行っていました。

また、テレワークのまち推進事業につきましては、HUBGUJOの皆さんと、6月1日に契約を締結したと。あるいは、石徹白の空き家対策につきましては、3軒まとめて受け入れ態勢をつくるということで、これも審査会を済ませて、既に実行段階に入っております。

各部、各課においても、取り組んでおる諸事業が、現在、そういう形で始まってきておりますので、どんどんおくれをとらないように進めてまいりたいと思っております。

また、さらに、いわゆる上乗せ交付というふうな資金が国はまだありますので、その分につきましては、先駆性を要する事業というものを今の推進会議の皆さんとともに、何とか編み出して、プラスアルファの資金を獲得できるように、現在、取り組んでいきたいということで、努力をさせていただいております。

いずれにしても、推進会議の皆さん、あるいは夢論文、地域協議会等々を通じまして、市民の皆さんとともに、この取り組みを強力に進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) もう既に、推進協議会とかいう組織づくりもされまして、各方面の意見を聞きながら、将来の夢構想を含めて施策を推進していただいているところでございます。できるだけ一般市民にもわかりやすいような内容で、ひとつ有効に活用をしていただきたいということを、御希望を申し上げておきたいと思っております。

次に、4点目でございますが、これも、大変引例な話でございまして恐縮でございますが、エネルギーの使用や郡上市内の、あるいは世界的な問題でもございましょう、温暖化対策でございます。

郡上も、各方面においていろいろな異常気象も出たり、課題もあろうかとは思いますが、簡単にはいきませんが、郡上市としてのどのような市に対する指導をしているのか、あるいは、管内ではどういう施策をしながら成果をおさめてみえるか、将来的にはどういう方針でいかれるのか、こういうことにつきまして、温暖化対策に対する考え方をお伺いしたいと思います。

以上。

○議長(尾村忠雄君) 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

まず、施策ということだとは思いますが、地球温暖化問題につきましては、国際連合におきまして、1992年でございますが、その問題解決のために、気象変動に関する国際連合枠組条約というものが採択されております。これによりまして、日本では、国指導によりまして、官民一体となった取り組みが始まったわけでございます。

市町村が行います地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出削減につながるということで、循環型社会への転換、それから再生可能エネルギーの活用、さらにエネルギー使用の制御、この3つが非常に重要だと考えております。

最初、まず循環型社会への転換でございますけれども、私たち市のほうにおきましては、クリーン

センターで4 R運動というのを推進して、市民の皆様の御協力を得て、ごみの分別収集を行っております。

25年度実績でございますけれども、市に搬入されましたごみの年間の総量1万4,100トンでございますが、このうち約20%を資源ごみとして処理させていただきました。

それから、環境衛生センターもでございますけれども、し尿、それから汚泥から、郡上コンポストというものを製作しております。こちらにつきましては、26年度実績でございますが192トン、袋にいたしまして1万2,848袋を製造し、配布させていただきました。

それから、再生可能エネルギーでございますが、郡南中学でございますが、一番最初、こちらが平成22年に太陽光発電機を設置、売電を開始しております。それから、明宝の道の駅が平成26年、それから、大和の道の駅が今年でございますけれども、順次、設置を予定しております。

また、太陽光、市民の方に対しましてでございますけれども、住宅用太陽光発電システム設置補助助成という制度を制定いたしまして、平成23年度から、85世帯に設置支援をいたしました。

さらに、明宝温泉では、平成26年に、まきボイラーを設置いたしまして、バイオマスエネルギー事業を開始しておるところでございます。

市民の皆様に対しましては、まきストーブ、ペレットストーブの購入補助金の制度を制定いたしまして、こちらも平成23年からでございますけれども、157基を設置し、運営いたしてまいりました。

それから、小水力発電などもございます。

それから、エネルギーの使用の制御というものに関しましてでございますけれども、こちらにつきましては、白鳥ことばの教室、それから八幡児童館の館内照明を平成22年にLEDに取りかえております。

また、石徹白、それから高鷲、牛道の体育館、小学校でございますが、それから小川小学校の校舎のLED化を進める予定でございます。

旧庁舎記念館ですとか城山、それから城下町プラザ等の観光施設の街灯でございますけれども、こちらにつきましても、順次、LED化を進めております。

あと、本庁舎を含めましてクールビズとか、ウォームビズに取り組んでおります。こちらにつきましては、消費電力でございますけれども、平成22年度対比といたしまして、今年度は22%を目標に、今、取り組んでおる最中でございます。

市民の方の参加ということでございましたけれども、こちらにつきましては、多くの市民の方に、とにかく御理解いただきまして、重要性を感じていただきまして、一人でも多くの方が参加していただくということで、先ほど申しましたけれども、4 Rの中で、例えば買い物袋を持ち歩く、それから包装の少ないものを御購入いただく、洗剤等につきましては、中身の詰めかえのできるもの、それから繰り返し使えるリターナブルビール瓶等でございますが、そしてリサイクル商品ということ

で、トイレットペーパーですとか、再生紙等を買っていただくという、非常に身近なことでございますが、こちらが一番大切なこととしてやっておられて、啓発に努めておるところでございます。

それから、取り組みに際する成果はということでございましたが、可燃ごみといたしましては、先ほど御報告しました20%の2,800トンですけど、資源化いたしております。

それから、太陽光発電導入におきましては、26年度の全体でございますけども、4,264トンのCO₂排出効果というのを削減したということでございます。

バイオマスエネルギーでございますけど、こちらは、まだ明宝に、まきボイラーを導入したということで、これらでございますけども、計画地といたしましては、年間393トンの削減を予定しております。

それから、公共施設等の節電という形で、先ほど言いましたけど、これは平成21年対比でございますが、25年度の実績でございますけども、こちらにつきましては136トンのCO₂の削減を達成しております。これにつきましては、学校施設は除いております。

いずれにいたしましても、このようなことで市民の皆様にご理解いただきまして、御協力いただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。大変わかりやすく御説明いただきましたが、引例な課題でありながら身近ではあると、誰でもできるような協力ができると、こういうような内容をしっかり説明ができれば、また新しい夢や成果や、そして御案内のとおり、郡上市には自然環境なりそういう資源がございます。

将来は、問題もあると思いますし、ほかの活用方法もいくらかあると思います。土地も山林も、随分これは活用の仕方によっては、いい口実も心配事もございます。どうかそういうようなものを十分利用しながら、教育面においても、そういう普及をしていただきますことをお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

(午前11時41分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、森のようちえんといったことであります。

森のようちえんは、昨年、テレビで放映され、皆さん、御存じの方も多いと思いますが、一応、テレビで放映されました、鳥取県智頭町の森のようちえんまるたんぼうといった団体がありますが、紹介させていただきます。

森のようちえんとは、1950年代中ごろに、デンマークで、子どもたちに幼いころから自然と触れ合う機会を与え、自然の中で伸び伸びと遊ばせたいと願いを持つ1人の母親が、自分の子どもたちを連れて、毎日、森に出かけたのが始まりと言われていています。

その後、北欧を中心に、日本でも10年前ごろから少しずつ広がってきました。

日本の森のようちえんは、フィールド、園舎の遊具、活動の頻度、活動主体などがさまざまで、幼児の野外活動を総称して森のようちえんと言われているようです。

森のようちえんと一般的な施設型の幼稚園、保育園との一番の違いの一つは、とにかく自然の中で過ごすことを重視する点です。

大人が管理設定した空間ではなく、自然というある意味、何でもあり、もちろん危険も含む野外空間で毎日過ごすことは、日々、目覚ましい発達をしている子どもたちの心と身体の成長に、さまざまな刺激を与えます。

また、このような野外空間に、1年を通じて通うことで、日本特有の四季の移り変わりの美しさ、暑さ、寒さ、雨、雪といった気象条件にも負けない、たくましい心と身体が育まれます。

私たちが、フィールドとして重視している森という空間には、木、草、花、キノコ、動物や昆虫など、さまざまな生き物たちに出会える場所でもあります。

このように、野外で1年中過ごすことで、子どもたちの体と幼児期に、特に発達すると言われていた五感を、自然という美しくも厳しい環境の中で鍛えていくことができ、自然の中には、人間以外にもさまざまな命があるということを感じとしてつかんでいます。

また、森のようちえんのもう一つの特徴は、子どもの自主性を尊重し、見守る保育を徹底して行うことです。大人は、ともすると、子どもかわいいさから、ついつい転ばぬ先のつえを与えてしまいがちです。

しかし、幼児期という心と体が未熟なこの時期に、小さな失敗を含むたくさんの経験をしておくことは、今後の成長にとって、実はとても大切なことでないでしょうか。

森のようちえんにおける大人の役割は、ただただ子どもの共感者として一緒に森をお散歩し、子

どもみずからがつかみ取り、経験していく様子をにこにこで見守っている存在です。

しかし、そのことが子どもたちに、自分は見守られているという安心感、他者よりの信頼感と、自分の力で何でもできるんだという自信、あるいは、自分はいかにできないという自分の限界を知ると、仲間同士、助け合わなくてはいけないという気持ちを育てていきます。

そして何より、子どもたちが次々と自分たちで遊びをつくり出し、問題を解決していく姿を見守ることで、私たち大人、保護者、保育者も、子どもの持つ能力の大きさを知り、子どもを信頼して任せることができ、一人一人がさまざまな個性を發揮しながら、きらきらと成長していく姿にたくさんさんの感動をもらっています。

このまるたんぼうという組織ですが、ここは母親が運営を行い、保育士さんの力をかりて保育を行うという共同保育というスタイルをとっておられます。共同保育は、預ける親と保護者の距離が近く、子どもの成長の喜びをみんなで分かち合う子育ての場となっています。

これが、まるたんぼうという組織の紹介であります。いろいろ調べましたら、岐阜県にもたくさんあります。岐阜県の担当者の方のコメントですが、森のようちえんには明確な定義がないため、今のところ定期的、平日毎日から四半期に一度ほどまでに、子どもを対象として自然の中で保育・教育している団体を森のようちえんとして捉えている、こういうお答えをいただきました。また、ことし、交流会が9月ですけれども、県のほうでも行われるようであります。

県内には、16の組織が登録されておりまして、私たちの郡上市も、明宝の方ですけれども、森のひだまりといった組織、今は休止中ではありますが、こういった組織も郡上にもあるようではありますが、私は、これ、通年型でなくても、この郡上市で幼稚園、保育園がたくさんありますが、こういったことを、森のようちえんみたいな自然の中での成長を子どもに与える、こういった機会を取り入れることが、可能じゃないかなと思っておりますけれども、また、郡上市でこそ必要だと思いますが、市長、教育長の御所見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） いろいろと詳しいことにつきましては、教育長から答弁をしてもらいたいと思いますけれども、私は、基本的に自然の中で子どもを育てるということは、大変有意義なことであるというふうに思います。

郡上市のようなところでこそ、そういう自然に触れる機会をいっぱい、経験を持った子どもを育てるということは、大変重要なことであるというふうに考えております。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、私のほうから、研究成果に基づいた定義というのがございますので、それを紹介しながら感想を少し加えたいと思います。

ドイツの学者でペーター・ヘフナーという学者がおりますが、その学者が、森のようちえんの形態である幼児教育を受けた子どもと、それからそうでない子どもとの成長の度合いを比較研究した成果が出ておりますけれども、その中で、森のようちえんのような、いわゆるその形態方法で幼児教育を経験した子どもたちは、想像力、それから集中力、あるいは我慢強さ、社会性、こういったことで、経験していない子どもたちと比べると、少し成長の度合いは、いいほうになっているという、そういう報告がありました。

したがって、五感を通した自然体験、遊びやものづくりだと思いますが、そういったことを実際に経験したその子どもたちが、大人に見守られて育つという森のようちえんの物の考え方というのは、これは大いに現在の幼児教育にも活用して、そういった形の活動というのは、ふやしていくべきだというふうに思います。

それが、1990年代からヨーロッパ、そして日本にも広がってきたということは、自然から遠ざかっている子ども、そして、自然から遠ざかっている大人にこそ、必要ではないかという一種の危機感のあわれわれだというふうに思いますので、特に郡上のように山、それから川、そしてさまざまな豊かな自然のあるところについては、危険というもちろん側面はありますけれども、子どもたちに、もっともっと自然体験を十分させてやっていくことは、非常に大事なことだというふうに捉えています。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。これは、岐阜大学の今村教授の書かれた「ようこそ！森のようちえんへ」という本であります。この子どもの木登りの姿を見て、多分、多くの大人は、「こんな危ないこと」って言うと思いますけれども、こういったことをやっば見守る中でやらしていくということは、非常に大切なことだと思います。

先日、同僚議員と話しとったら、都会の幼稚園でも郡上の幼稚園でも、やることは一緒やなという御意見もありましたけれども、ぜひとも郡上市内の幼稚園、保育園では、こういった自然の中で育てるんだといった、そういったことが行われるといいな、そういう取り組みをされる幼稚園、保育園がふえることを願っております。

先ほど、教育長のほうから、安全という問題が言われました。学校の教育において安全であることは、最も大切なことである。それはわかっておりますけれども、それを重要視するが余り、必要不可欠な事柄が見逃されているような気がしてなりません。

一つは、私は体力が、都会と田舎と比べたら、最近、都会の子どものほうが体力があるんじゃないかと。もちろん歩く機会が多いわけですし、我々は、隣でも車で行くといった生活を送りますので。

それから、都会の子どもと田舎の子どもに、田植えをしたことがあるかって言ったら、都会の子どもは、みんな手を挙げたという、そんな事例もあります。

また、最近、小学校の体育の授業で跳び箱がなくなるんじゃないか、跳び箱教育がなくなるという話も聞いていますし、そんな中で、やっぱり子どもたちに体力であり生きる力をつけていく教育がなされる必要があると思いますが、そのためには、やっぱり見守り、そして待つ、その大変勇気が要り、忍耐の要ることでもありますけれども、家庭・学校・地域に全てにおいて、そんな見守り力が落ちてきているのではないのでしょうか。

幼児教育の段階で、さまざまな知識・知恵、対人関係を覚える環境が必要だとも考えますが、子どもたちのためだけでなく、見守る大人のことも含めまして、教育長に御答弁いただけたらと思いますので、お願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 森のようちえんの保育者の基本姿勢として、見守りということが大事だというふうになっていきますけれども、これは、子どもたちの体の動き、それから心の動きを読んだ上で、言葉や手を出し過ぎないということが大事だというふうに言われております。

そこで、私は、見守りということを経今の3つの視点から考えたいと思うんですが、見守り力というのは、ある意味、知恵の力でもあるというふうに思います。それは、見守り側の教職員や、その親が、自然体験が少ないと、この先、どうなるのかということが不安でたまらないものですから、どうしても手を出し過ぎてしまうということがあります。

ですから、保育者が自然、そしてさまざまな体験、そういったことに基づいて、知識や技術を今以上に習得していく必要があるというふうに思います。そういうふうに見守っていくことが、一つであります。

もう一つは、見守り力というのは、対話力でもあると思います。子どもたちの言葉や行動の一つ一つには、これ、必ず意味がありますので、そういう意味を読み取ったり、あるいは察したりして、そのたびに言葉をすぐかけるのがいいのか、それとも、少し時間を置いて見守って、遊びや体験が広がったり困ったりすると、そういうきっかけになるような言葉かけを、いいタイミングでするかということによっては、育ちが随分違いますので、そういう意味で、対話力というのは必要だというふうに思っております。

それから、もう一点は、見守り力というのは、やっぱり先を読む力だというふうに思います。子どもたちというのは、失敗から学ぶことが非常に多いと思います。その子どもの動きの先を読んで、心や体に、いわば取り返しのつかない傷を負うということでは、ある程度の失敗というのは、いわば意図的にさせるということも必要だろうというふうに思います。

そういう意味で、手を出し過ぎないという意味での指導というのも、これも大事な力だというふ

うに思います。

ただ、最近の子どもたちというのは、生まれたときから、そういった経験というのが非常に少ないもんですから、アレルギーの問題も当然ありますし、それから草花や小動物、あるいは虫、そういったものに対する、いわば危険度ということをはほとんど知らないということがありますので、子どもたちの健康状態については、さまざまな情報を見守る側が持っている必要があるというふうに思います。

ですから、森のようちえんのような理念、物の考え方で教育を進めていくために、まず必要なのは、やはり教師の側、そして保育をする側が、本当に自分たちこそ自然体験を豊かにして、さまざまな知識・知恵を身につけて、いわば勇気を持って子どもたちを野に放すということが、大事だろうというふうに思っています。

現在、市内の幼稚園等では、できるだけそういった遊びを中心にとすることで、園庭の中で遊ばせたり、あるいは散歩の中で遊ばせるということが、かなり多くやられておりますので、今後もそういった動きというのが、恐らく拡大をしていくというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 先日、小学生と話していく中で、遊んでいる中で、「そんなにこういう遊びがしたかったら、学校の先生に頼んでやらしてもらったら」と言ったら、「絶対、先生はだめって言うよ」って、子どもたちは答えました、危ないから。

大体、「だめ」、「危ない」、「汚い」、「早く」、もうこれが大体お母さんや、見守る側の今言われる言葉でありまして、この「だめ」と「汚い」、「危ない」、「早く」を言わない、そういった教育も、今後、必要なんじゃないかなという思いはしますが。

先日、僕の友達と話す中で、最近、郡上の川に遊びにくるのは都会の子で、郡上の小学生は、みんなプールに行くね。郡上の川は、都会の小学生に占領されとるって話を聞きましたけれども、ぜひともそうならないように、やっぱり郡上の子どもたちも、しっかり川遊びを覚えていっていただきたいなという思いもしていますが、そのためにはやっぱり大人の力も、見守る力が必要なんじゃないかなという気がしています。

高度成長期に、私たちが受けた教育は、知育教育、英才教育、早期教育といったことがなされてきましたけれども、今、「トトロ」が非常に人気がある。「もののけ姫」といったああいうアニメが、非常に今の子どもたちや大人に人気があるといったことは、こういったことが求められている社会になっているんじゃないかなという気がしていますので、ぜひともそういったことが郡上市内全体で取り組まれることが、必要なんじゃないかなという気がしていますが、このリスクを伴うということについて、これは教育の力、世界だけじゃなくて、政治の世界でも、こういうことが

言えるんじゃないかなって、この原稿を書いとして思いました。

最近の100%安全化とかは、そういった話は出てきますけれども、我々も社会の大人の社会の中でも、やっぱりリスクを伴って、先の時代を見越して、いろんなことに取り組んでいくことも、政治の社会でも必要なんじゃないかなということ、この原稿をつくりながら思いましたので、一言、つけ加えさせていただきます。

次にですが、学校教育、地域教育のあり方、教育委員が取り組むのも含めてですけれども、まとめて質問をさせていただきますが、学校と地域の連携が言われて久しいが、どんな取り組みがなされているのでしょうか。

近所のおじさんに叱られる、年配の方にの遊びを教えてもらうなど、高齢化が進んでいるにもかかわらず、最近、減ってきているのじゃないでしょうか。現状、取り組み、切にその効果を教えていただきたいと思いますし、親以外の大人から愛情を注いでもらえることによって、より豊かな心を持つ子どもに成長できると考えます。

そんな意味からも、学校教育、これは先生ですね、地域教育、これは地域の大人の方です。大変重要だと考えますが、教育委員会の取り組みをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、まず学校教育の中で、地域の皆さん方の知識、あるいは技能、あるいは生き方を学ぶ機会が、こういった形であるかということについてお答えをしたいと思いますけれども、御承知だと思いますが、その小中学校では、生活科、あるいは総合的な学習という時間が、これはきちんとした計画の中で行われる活動ですけれども、そういった学習がありますけれども、その中では、地域の方を指導者に迎えて、あるいは、その地域の中で活動するということがありますので、そういったことが、一つ、その形としてあるというふうに思いますし。

同じく学校の活動の中で、クラブ活動、あるいは部活動についても、これも地域の方から学んでいくということが、現在も行われておりますので、郡上の場合、比較的、そのことについては多く行われているんじゃないかというふうに思っております。

もう一点は、学校の安全についての見守り活動ですとか、あるいは本の読み聞かせボランティア、そして、学校の環境整備、そういったことに非常に郡上の場合、学校支援ボランティアというような形でかわわっていただきますので、そういった方の働きを直接子どもが目にするということによって、学ぶという機会も多いというふうに思っております。

それから、これはまだまだ十分だとは思っておりませんが、学校も、地域の行事、あるいは地域の活動に積極的に出ていくといったケースが、最近ふえておりますので、そういう意味での相互の交流で、お互いに学べるということについては、徐々にではありますけれども、広がってきて

いるというふうに捉えております。

それから、これは森のようちえんにもつながるわけですが、保育者、いわゆる先生以外の
人から学ぶということが大事なんです、郡上の場合、郡上学をどの学校でも取り上げとってもら
いますけれども、その郡上学の中で、山や川、あるいは郡上の伝統的な芸能、そういったものを地
域の方を指導者にして学んでいますから、地域の方から学び取るという機会は、これはもう計画的
に行われております。

それから、公民館活動やボランティア活動の中でも、最近、とりわけその中学生、高校生が参加
する機会がふえておりますが、そういった中で、地域の大人の方から学んでいくという姿も、ふえ
ているというふうに思っております。

できることなら、企画の段階から、中高生を参加させていただくと、中高生のアイデアというの
が十分生きてきて、一層、その活動に弾みがつくんじゃないかというふうに思っております。

それから、重なりますけれども、地域の祭礼や伝統芸能、伝統行事に、今の子どもたちというの
は、かなり興味を持っているという子がおりますので、特に祭礼ですとか、あるいは伝統の行事に
ついては、生徒を参加させてやっていただくということが、大変大事であるというふうに思ってお
りますし、その中で、それこそその80代の方から叱られたり、80代の方から褒められたりというよ
うなことが、子どもたちの生きる力をつけることには、これもまた別な意味で大きな力になってい
るというふうに思っております。

それからもう一点は、スポーツ少年団、あるいはスポーツクラブで、スポーツの指導者から学ぶ
ということは、これも学校の教師、あるいは親以外から学ぶという意味で、非常に意味のあること
だろうというふうに思っております。

そういったさまざまなことがありますけれども、これは今後の大きな課題ですが、学校を一つの
その拠点とした地域づくりということを考える意味でも、学校と地域のあり方について、そして学
校の先生方と地域の人とのかかわりの仕方については、今後、十分検討をして、いわば、郡上版の
人と人とのつき合いの仕方、あるいは地域で学ぶ子どもたちの学校外の活動のあり方ということに
ついては、考えていかなきゃならないと思いますし、そういったことが、今後の地域づくりにつな
がってくるのではないかとこのように思っておりますので、武藤議員が指摘されたように、自然か
ら遠ざかっている郡上の子どもたち、そして、自然から遠ざけている教師と書いていいかもしれま
せんけれども、もう一度、もとに戻すという努力は、していかなければならないというふうに思っ
ております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひともそうあっていただきたいと思いますが、

昨年の12月ですけれども、お正月の準備をするために、私たちの地域で、しめ縄づくりをやりました。そこに、子ども会を参加させていただきました。

そうすると、子どもたち、縄をなったことがないですから、もちろんできませんけれども、おじさん方が一生懸命子どもたちに縄のない方を教えていく、あの姿を見ていまして、ぜひともこういったことが、郡上各地で行われるといいなって思っていますし、やっぱりそういった祭りの準備の段階から、お正月の準備でしたけど、お正月の準備の段階から、祭り準備の段階から、子どもたちに参加させる必要性は感じておりますので、ぜひともいろんな地域で、そういうことに取り組んでいただくようお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ともあれ、私は、子どもたちが、もう私も子どもを指導をしているほうですけれども、自分で考えて、自分で決めて、そして自分で失敗をして、また自分でそれを乗り越えていく、そんな教育が地域でも学校でも家庭でも行われるといいなと思っていますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、地域協議会に期待するものといったことで御質問をさせていただきます。

これは、ことしの2月20日に、第1回郡上市地域協議会調整会議が開かれまして、その会議録をいただきました。その中に、市長の言葉がいろいろありました。

地域協議会とは、大きく自分で提議すれば何でもできるし、協議会ってこの程度と、自分たちで思ってしまうようなもの。また、住民の皆さんが、当事者としての地域協議会づくり、自分たちが何をやるかと自分で提議してもらいたい。

いわば市が要綱をつくって、条例もつくった根拠の中で組織をつくっていただき、本来、市長から委嘱状を出してお願いしている。本来の住民自治組織は、市長がやるなどと言われてもやり、頼まれてやるものではない。

この組織についてですが、市長のお言葉として、いわば触媒になる輪になる牽引役になるための組織として、地域協議会をつくっていただきたい。

郡上の住む皆さんの代表として、協議会が何をすべきか、どうすべきか、一定の要綱はあるが、自己定義をしていただき、その中で自分たちの役割を見つけ、役割をつくっていただきたい。

協議会での提案や提唱する決定事項が、政策に反映されるかについて、この協議会は、審議会のように行政の御目付となって意見をする側面も残っており、市の市政政策について提案・提言をしていただき、市の政策として取り上げるべきことはやっている。

主は、皆さんが協議会で住民として何をしようかということ。皆さんが、当事者となってやることを相談してもらいたい。協議会のメンバーだけで決めたり行ったりは難しく、あくまでも住民のいろんな活動のコアになるメンバーだと考えています。

これは市長が発言された言葉なんですけれども、私、この読んでおって、余りにも広過ぎて、行

政が地域協議会に何を求めているのだろうかという思いをしてしまいました。

この地域協議会のメンバーを拝見すると、既に何らかの活動を行ってみえる方ばかりで、それぞれの方が仕事を持たれる中で、社会活動を行って、大変忙しい方ばかりが、この協議会のメンバーになってみえるんじゃないかなと思っています。

この行政が地域行議会に期待しているのは、協働といったことだろうと思いますけれども、行政に対するアドバイスが必要なのか、地域の中核としての活動を必要とされているのか、あるいは地域の組織、人づくり、全てなのかもしれませんけれども、市長の御意見を伺いたいと思いますが。

私は、市長がいつも言われます、「もっと郡上ずっと郡上」、これを具現化するために、地域協議会があるのだと思っておりますけれども、どうしたらそれができるのかっていうのがわかっていません。市長の御見解を伺う中で、私も考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、地域協議会は、この郡上市が合併をして10年間、いわば地域審議会というものがございました。これは、合併前の各町村で御相談をしていただいて、10年間は、いわば合併新市の新市建設計画等について、いろいろと御議論をいただき、提言もいただくというような、どちらかといえば諮問機関のようなものでございました。

しかし、合併10年過ぎてどうしようかというときに、いろいろ議論もございましたが、旧町村単位のこれから住民の皆さんの主体による地域づくりを進めていくための一つのいろんな関係の皆さんが集まっていたいて、我が地区は、地域、旧町村単位で、とりあえず考えて、どんなことをやっていこうかと。どんな課題があるのか。そして、それはじゃあ、誰がやっていこうかというようなことを話し合っていたいただくための場として、設けさせていただいたものであります。

これは、例の住民自治の基本条例に基づく、住民自治組織というふうに位置づけられたものでもあるわけでありまして。

この地域協議会、一体どう考えるかということですが、今、申し上げましたように、住民の皆さんによるいわば、まさに自治組織であるというところに、その本質があるというふうに思います。

地域で暮らしている市民、住民は、それだけで、誰に頼まれたということではなくて、その地域の公のことについて、公というのは、1人の個人的な問題ということでない、共通の課題、問題という意味ですが、そういうことについて、それを解決していくというようなことのために、何をするかということは、まず地域に住んでいる人が当事者であるということだと思います。当事者による問題を探索して、課題を設定して、行動を起こしていくと、そういうことが住民自治ということだろうと思います。

そういうことで、その一つの関係する方々の集まりということで、こういう地域協議会をつくっ

たわけであります。

先ほどお話ありましたように、そのメンバーを見てみると、既に何らかの役を持った人たちで、大変忙しい方ばかりだということでもありますけども、そうだろうと思います。

いろいろ自治会の代表であったり、商工業の代表であったり、あるいは高齢者の代表であったり、あるいは女性の代表であったりというような方々でありまして、本当にお忙しいと思いますけども、よく仕事は急いでいる仕事は忙しい人にたのめということがございます。

暇で暇でしようがない方に頼むと、いつまでにやってもらえるかわからんというようなことでございまして、そういうやはり地域で忙しく活動しておられる方こそ、逆に言うと、課題もいろんなことも肌に触れて感じておられると思いますし、何か取り組まなきゃいかんというときには、こういう人とこういう人とこういう人で、この問題はやっていかんにかんにかんということが、話し合っていたらいいんじゃないかと思えます。

そういう意味で、大変お忙しい方ばかりでありますけども、そういう方々がしっかり地域を見とっていただいている方々、そういった方々が、より集まって、我が地域はどうしようかというようなことを話し合っていたら、そして申し上げておるとおり、ただ話し合っただけ、それを市に注文をつけるということではなしに、自分たちが、どう取り組んでいこうかと、取り組んでいくという行動に移していただくための母体になっていただく組織だと思えます。

よく今風の言葉で言えば、地域におけるプラットフォームと、いろんな関係者が集まって、いろんな相談をして、方向を出して、場合によったら、活動主体になっていくと、そういうものが生まれたい母体になるものが、地域協議会であるというふうに思えます。

もちろん、地域のいろんな活動においては、今回、設けた7つの地域協議会という単位よりは、もっと細かい単位で、具体的に、その活動をしなきゃいかん問題もあります。そういうもう少し細かい単位で、地域活動をやっていくという必要のあるもの。

先日、島根県の雲南市のほうから職員が来られて、あそこの地域の住民自治組織のお話をされました。非常に参考になりましたけども、ああいう取り組み、あるいは市全体でテーマごとに市民が活動していくといったような動き、そういうものをやっぱりこれから強力に展開していく必要があるというふうに思えます。

私は、この地域協議会が、なかなかそう言っても、先ほどのように、たくさん仕事をお持ちの方が多いわけで、一挙に急激にはいかんかもしれんけれども、やはりこれからの市民の自主的な、まさに活動、住民自治のいわば母体になっていってくれるものというふうに、大きな期待をかけております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 私も、この雲南市の講演会、2015地域づくり講演会で聞いたんですけども、その中で、一番私が、これは気になるなと思ったのは、持続可能な地域社会の仕組みづくりのポイントといったことで、地縁型の住民による住民のための組織であること、地域内の多様な主体が参画していること。これ、PTAとか自治会とか、これみんな、目的が、営農組織とか消防団、みんな参加してみえますが、組織体制が確立されていること。それから、活動拠点があること。これは雲南市では、交流センターでやってみるということです。

もう一つ、一番私が気になったのは、活動分野が3つ以上あること、複合的な活動であること。雲南市では、安心・安全、歴史文化、持続可能性の確保、問題解決思考であること、こういったことをこの前言われまして、この活動分野が3つ以上あること、複合的な活動であることっていったことが、私も共感をするんです。

今の地域協議会を見ると、みんな、同じほうを向いているんじゃないかなと、郡上市中が、そんな気がして、課題が一つしかないんじゃないかなって、活動分野がということで、この活動分野が3つ以上あることってというのは、とても、この持続可能な地域社会の仕組みづくりについて、ポイントになるって言われたときに、ああ、そうかっていう思いはしましたが、それについてどうですか。市長は、この地域協議会もやっぱり、その活動の分野を3つ以上つくって言われたらと思うんですけども、そうすれば、やっぱりもうちょっと地域社会のいろんな問題を拾ってこれる。

どうも向いているほうが1つの分野にいちやいな気がするんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の地域協議会は、昨年度から活動を始めたわけでありますから、まだいろいろと具体に取り組んでいる課題が、一つ、二つということはあるかもしれませんが、本来、しかし、地域の課題とか活動とかっていうものは、何か単一のものだけ取り組めばいいというものではないというふうに、私も思います。

したがって、ある一つのことといっても、それはまた他のこととも非常に関連があるわけでありまして、一度期に幾つも取り組めないということはあるかもしれませんが、地域の生活というものは、本来、そういういろんな局面といいますか、課題というものはあるものであって、その地域を総合的に考えて、これを持続可能な社会にしていこうということであれば、必然的に幾つかの課題に取り組まざるを得ないと、ものであると、そういうもんだと思っています。

（13番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。やっぱりこの安心・安全、歴史文化、持続可能性の確保、これは雲南市の活動分野でありますけれども、やっぱりこの郡上市も、この歴史文化とい

ったことについては、非常に市長さんも熱心に取り組んでみえますので、地域協議会のほうでも、この歴史文化といったことも、やっぱり一つの分野として取り上げていただきたいなど。

そうすることによって、郡上市の地域の未来も見えてくるんじゃないかなって気がしていますので、ぜひともそういった地域協議会に期待していただきたいなという思いがしております。

先ほどからいろいろ質問してくる中で、私がいつも思っていることは、人間を形成するには、3つの「チ」があるといつも言っています。

一つは、自分が受け継いだ血縁、先祖から受け継いだ「血」、血液の血、それから、もう一つの「チ」は知識の「知」、これは勉強したり学校で学んだ、いろんなことで知識が。もう一つの「チ」は、地域の「地」でありまして、地域が人を育てる。この3つの「チ」によって、人間ってというのは、いろいろと変わってくるんだな。人間がつくられるんだなと思っていますので、この3つの「チ」を大事にして、今後、郡上市の発展を「もっと郡上ずっと郡上」を実現させていただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可を得まして、一般質問をさせていただきたいと思えます。

医者の不養生でもないし、紺屋の白袴でもないんですけれども、大変腰が痛いので、質問原稿を多少短くしましたので、回答者の皆様方にはお含みいただいて、わかりやすく回答をいただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、まず災害対策についてお伺いします。

各地域の指定避難所、またはいつとき避難所の耐震補強やハザードマップの作成など、いつ、何どき、襲われるかもしれない自然災害に備えて、あらゆる手だてが、毎年、行われております。

本年も、これらに加え、土のう袋や機材、備品などに補助金を予算化されていますが、各地域の避難所における必要備品は、どのようなものを備える必要があるのか。また、その充当の状況を把握しておられたら、まずお伺いしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、兼山議員の各避難所に配備してある備品の種類、数量等についてお答えさせていただきます。

避難所と、これ、各振興事務所も含めた数字でございますけど、主な仕様の資機材の配備状況でございますけど、これ、27年の4月1日時点とさせていただいて結構ですけど、毛布が4,633枚、テントが249張り、炊飯設備が57、石油ストーブが234、簡易トイレが120、発動機32台、ライト、これ、灯光器でございますけど、44個、スコップ302本、のこぎり・チェーンソー82本、担架63本、その他土のうや防水シート等が配置されております。

また、災害に備えまして、備蓄する食料品や日用品もございまして、主食が1万5,000食、副食が3万840食、飲料水が1万5,012リットル、そのほかとしまして、トイレットペーパー、紙おむつ、使い捨てマスク等を準備してございまして、これらにつきましては、各庁舎で一括管理をしております、必要な場所に必要な数量を届けるというふうに体制をとっておりますので、よろしくお願ひします。

また、これの詳細でございますけれど、ホームページ等に掲載してございまして、地域防災計画の資料編というところの中に掲載してございまして、細かい地域、避難所ごとの配置等も、そこに載っておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

そのほかとしましてですけど、自主防災会が、市の補助金を使いまして整備をしておりますヘルメットでありますとか、避難用のハンドマイク等、そういったものも整備されていると思ひます。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。

その中で、例えば、今後、そのコスト的にかかるかもしれないけども、これだけはまた、例えば考えていかんないかんというものが、もしありましたら、ひとつお願いしたいんですけど、いいですか。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) 各避難所に、最低限といいますか、そろえておく必要がある備品として、やはり食料品、あるいは飲料水、毛布やおむつ、粉ミルク、生理用品等の日常品等についての整備をしていく必要があると思ひます。

また、もう少し充実させたほうがいいのではないかというふうなところにつきましては、停電時に対応できます太陽用の発電機、あるいは親ライト、それからストーブ等、そういったもの現在、配置図もありますけど、今後、充実させていく必要があるんじゃないかというふうにご考へます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。備えていうのは、どんだけあっても、それで安心

というものではないと思うんですけども、各地域において本当にいざというときに備えて、考えられるものを全てあったらなと思うところがございます。

それで、次に、携帯電話の不感地域や、あるいは災害が起きたときに、ことしの冬の場合、雪害で倒木で電線が切れたというような、停電したときに備えて、衛星電話を各地域の振興事務所等に最低2台は、配備したほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、このことは、今までも山の中での救助要請や、あるいは災害現場への出向いた折に、不感地域であると、わざわざまた知らせにおいてこなきゃいけない。それによって、そこで、いざ早急にその手当を要るものが、足りないものがあって、わざわざ連絡するためにおいてきたとか、あるいは、もし帰ったとか、そんなことも話を聞いたことがあるものですから、お伺いしたいんです。

先ほど、3番議員の中でも、デジタル戸別無線等の話もありましたけれども、衛星電話というのは、市民も普通電話はあると思うんですけども、やはり機能するためには、各地域にあったほうが、より機能するんじゃないかと思しますので、お伺いします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） それでは、携帯電話の不感地帯における連絡の確保というようなことでございますけど、議員御指摘のように、衛星の携帯電話というのは有効だというふうに思って、市としましても整備している状況でございます。

現在でございますけど、衛星携帯電話につきましては、総務部の総務課に2台、それから消防本部に3台、整備しております。

この携帯電話ですけど、今、形が小さくなっておりまして、卓上、家庭一般型にあります携帯電話ぐらいのものということで、非常に携帯しやすいものというふうになっているところでございますので、よろしくお願ひします。

（5番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） その2台と3台あるということなんですけれども、これを各地域にあったほうがいいと私は思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 今、衛星電話以外の通信手段といたしましてでございますけど、本庁と各振興事務所にデジタル消防防災無線が16台ございます。そのうち車に掲載しておりますのが7台、それから携帯型が8台ございます。

それから、移動系防災行政無線でございます、これが98台ございまして、車載型が29台、それから携帯型が62台というふうに配備されておりますので、こういったデジタル消防無線、あるいは移動系の消防無線が、各地域に携帯型として配置されておりますので、こういったところでもちま

て、携帯電話の不感地帯、あるいは長期停電につきましては、こういったところで通信が確保できるといふふうに考えております。

それから、もう一点としましては、同報系防災行政無線におきましてですけど、屋外子局に総合通信機能型機能というものを整備しております、本所と各子局の間でやりとりが、可能になっておるといふようなことから考えまして、現在の今のデジタル消防無線、あるいは各振興事務所に配置されています衛星携帯電話、そういったところで、一定の通信手段というのは確保しておるといふところで、現在の持っております携帯衛星電話のほうで対応していきたいといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) おっしゃることはわかるんですけども、今、先ほど言われたように、昔の衛星電話と違って、かなりスリムになっておりますし、あるいは、レンタル料金にしても、使用料金にしても、そんなに高くはないんですよ、昔と比べて。

例えばモトローラとか、そういうものもハンディーとかいろいろあるんですけども、それでもなおかつ、やっぱり場所によっては悪いんですよ。

そのことを踏まえて、私、申し上げたんで、また、もし何かあったら、再考していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そして、もう一つは、現在、災害が起きたときに、いろんなところでそのライブカメラというのは活躍しており、現状を把握するには、大変便利だと思うんですけども、今、市において活用できるライブカメラというのは、どのようなところに、どんだけあるのか、把握されておたらお伺ひしたいと思ひます。

○議長(尾村忠雄君) 総務部長 三島哲也君。

○総務部長(三島哲也君) ライブカメラの設置状況でございますけど、現在、市内には、河川のライブカメラが7台設置して置いてあります。設置してあります。これは、市が設置するものとしましては4カ所、県が設置しておるものが3カ所というふうになっております。

道路監視カメラにつきましては、国道156号線上に5台ございますし、また、県が管理するカメラとしましては、3台設置してあります。

ということで、現状でございます。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。河川7台、あるいは国道やら県道を合わせて8台ですか、と思うんですけども、いざ災害がどこで起こるかかわからんですから、数あるにこしたこと

はないと思うんですけども、身の丈に合ったという行政で、これは、災害だけは、身の丈に合ったというものではないもんですから、県・国なりへ助成をいただきながら、少しでも備えていただきたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

続きまして、では、放課後児童クラブについてのお伺いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

放課後児童クラブというのは、保護者の就労などの理由で、放課後の児童を預かるこの事業ですが、開設以来、思った以上に好評であり、ありがたい事業だと思っております。

もっと、昔からあったらなというような気もしておるんですけども、その中で、その現場で働いておられる方や、あるいは保護者の方から、いろいろ御意見をお伺いしますと、その中に、どうも行政の欠点じゃないかというような縦割りの問題が含まれているようなことがありました。

そこで、私は、3月の予算議会において、所管の健康福祉部と、あるいは場所的には教育関係の風通しをよくするように要請したのですが、それ以降の現状についてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

御質問の放課後児童クラブでございますけれども、6月号の広報で、開設の状況等についてはお知らせをさせていただいております。

この記事の中では、議員御存じのとおりでございますけれども、今年度から、利用料の軽減措置を行っております。現在、市内には、この4月からの高鷲北放課後児童クラブを加えまして、8カ所で開設をさせていただいております。

この軽減策が功を奏したかどうかというようなところもでございますけれども、ことしに入りまして、恒常利用者、いわゆる定期の利用者でございますけれども、増加の傾向にございまして、一部のクラブでは、前年の利用者の倍数、いわゆる2倍に伸びてきていると、このような状況もございます。

そこで、御質問の部局を超えた連携というところでございますが、私ども健康福祉部が所管をしております放課後児童クラブ、それから教育委員会の事務局のほうでは、放課後子ども教室と、こういった事業についても、実施をさせていただいております。

ともに、小学生を中心とした対象ということになりますが、現在、市のほうでは、この市長部局と教育委員会部局が連携をするということで、放課後子どもプランの運営委員会と、こういった会議を設置しております。年間に数は少のうございますけれども、それぞれが所管をしております事業の調整であるとか、情報の共有であるとか、ここには関係いただいております各分野からの委員さんからの御声もいただくというところで、こういった御意見を拝聴しながら、部局を超えた連

携というふうなことについては、今後とも、より密接な関係性と申しますか、連携をとっていきたいというふうに思っております。

それから、放課後児童クラブについては、これも御存じのとおり、複数のクラブで小学校の空き教室を利用して、開設をさせていただいております。

学校の空き教室ということになりますので、学校運営に支障を来さないようにということで、常に学校長、また関係の先生方との調整を図りながら、クラブのほうで支障が出た、課題が出たような場合につきましては、クラブの代表者、それから支援者、それから学校の先生方、それから私ども行政が加わりまして、係る課題について解決するべく、そんな調整も行っているところでございますので、よろしく願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。私が心配するのは、下部の皆様、いろんな会の中でお越しになり、あるいは意見調整なりがあっても、それが、またと言うと失礼ですけれども、本当に隅の隅まで、そういうのが行き届いておるのかというような、そんな心配をするわけですけれども。

教育関係の方にお伺いいたしますけれども、これに関して、例えば今までこんな問題があったとか、相談・意見があったとか、こんなことをやってもらいたいとかってというのは、これに関して意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、お願いします。

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) ただいま、議員御指摘のとおり、前段のところでございますが、これまで、やはり放課後児童クラブと申しますのは、教育委員会の直接の所管ではなかったということもございまして、やや理解不足のところがあったのではないかなということで、反省をしております。

ただ、ことし4月から、本格的スタートをいたしました、子ども・子育て支援制度でございます。この中に、放課後児童クラブというの、主要な支援事業の一つということで位置づけられておりまして、現在は、子ども・子育て会議等におきましても、健康福祉、それから教育委員会のほうも学校教育課長、それから私も出させていただいて、いろんな御意見のほうを聞かせ取っていただくというような状況でございますが、ただいま、後段の議員の質問でございますが、やはり放課後児童クラブの開始の時間の連絡調整のところ、学校側のほうとちょっと行き違いがございまして、早く生徒さんが来てしまったといったようなことがございまして、そのときに、その会場となります施設は、まだ通常のと申しますと、普通通常の学校の授業時間だったといったようなことで、若干、トラブルがあったというようなことは、承知してございます。

それから、その子ども・子育て会議のところでも、いわゆる違う学校から、その学校に来る際

に、スクールバスというのを利用するということはできないかというような、足の確保といったようなこともございまして、これにつきましては、そういうことが実際、可能なかどうかといったような点につきましては、今後、健康福祉部のほうとも詰めていきたいということでございますし、前段に申しました、直接、この事業には関連いたしません、例の幼保のほう、認定こども園のあり方につきましても、同時に、これからますます健康福祉部のほうと協議・連携を図っていかねなければならないということでございますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。行政の方も一生懸命やっておられると思う、多分、そうだと思いますが、保護者の役をやっておられる方も、やはりその調整の中で、結構、難儀をしておられるんです。今の話を聞きまして、大変安堵をしておるんですけども、また、ひとつよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問ですけれども、マイナンバー制度ということですが、今議会の補正の折にも、いろんな質問が出ましたように、どのような形で管理されるのか。また、それによって私たちがどのようになるのか。また、今回の年金機構のデータの流出のような情報管理というのは、しっかり守られているかというような疑問や不安がいっぱい渦巻いております。

特に、所得税の源泉徴収では、各事務所が行うことになっておって、そこでの徹底っていうのは、ほんとに可能なのかなど、技術的なことは、私たち、聞いてもわからないんですけども、いまい度、わかりやすく御説明願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、初めに、マイナンバー制度につきまして、一からということで御説明をさせていただきたいと思います。

マイナンバー制度は、国民一人一人に12桁のマイナンバーをそれぞれ付番されまして、行政のこの業務の必要上、市町村や県、税務署、あるいは年金・保険等を所管される機関等が、さまざまなこうした行政機関が、個別に保有をしている、管理しております個人情報というものを、マイナンバーを使って、ひもづけをしまして、ネットワークを通じて情報を連携させると、こういうことで、同じ人のこの情報把握ということを容易にし、あるいは行政手続の簡素化、あるいは行政機関の処理の効率化、また、正確な情報を把握するということが可能になるということから、公平・公正なこの社会の実現を図る、非常に重要な基盤というふうにされているものであります。

マイナンバーにつきましては、特にこの社会保障、そして税、さらに災害対策の分野で利用し、ことしの10月から、全国民に、J-L I S・ジェイリスという一つの機構から、一人一人の12桁、法人では13桁になりますけれども、そうした通知カードというものが、個人番号が通知カードによ

って通知をされます。

平成28年の1月、来年から、そしてこれが順次、開始されるということで、現在の住基カードと同じく、顔つきのICチップが搭載された個人番号カード、これを無料で発行されるということとになってございます。

この個人番号カードには、券面に、いわゆる基本4情報と言われるもので、氏名、住所、生年月日、性別と、それに顔写真とマイナンバーが記載されるものでありますが、ICチップにも同じ情報が記録されておりまして、セキュリティーの関係上、それ以外の個人情報、このカードには記憶されないとされておりまして。

番号の利用に当たりましては、法令で定められた事務に限って利用できると。市民が行政機関に提出するこの税の申告、健康保険の加入届などに、マイナンバーのその記載をしていただくと、これはこれから必要になるということとでございます。

平成29年7月以降になりますと、ネットワーク連携の、この先ほど言いましたひもづけといいましたけれども、そういうネットワーク連携の開始ということになります。

そうしますと、マイナンバーにより、ほかの情報の確認が容易になることから、住民票や所得証明などの添付書類が不要となりますので、窓口での手続が容易になるというふうな利点がございませう。

また、民間事業者におかれましては、社会保険、源泉徴収事務などで、法律に定められた範囲に限って、これ、取り扱っていただくということになります。

特に、社会保険分野、税分野、災害対策分野では、それぞれマイナンバーの記載をしていただくという場面が必要になってまいります。

それから、先ほど御質問の中に、いろいろとセキュリティーの御心配があったわけでありませうけれども、私のほうから、市として今、情報課で取り組んでいることを御説明して、それから総務部長のほうでは、いわゆる個人情報保護と市民課と税と、そうした窓口業務を統括しておりますので、後ほどに総務部長から、ちょっとその点を説明していただくようにしております。

初めの情報課におけるセキュリティーの対応ですけれども、いわゆる現在、取り組んでおりますのは、この社会保障、税番号制度に移行するために、クラウド方式という非常に堅固なそのサーバーを用意した総合行政システムへの移行ということで、この取り組みを昨年度からしております。

ハード面でのセキュリティー対策につきましては、外部ネットワークからの侵入、ウイルス感染からの脅威と、そういうものからシステムをしっかり守っていくというために、インターネット、電子メール等を扱う情報系ネットワーク、それから住民記録等の重要な情報を扱う業務系ネットワークというものを、今までもそうですけど、物理的に分けております。

それから、当然ですけれども、それぞれのネットワークにおいて、外部からの進入を防ぐファイヤーウォール、あるいはウイルス対策のこのソフトというのをしっかり対策をして、講じております。

それから、ネットワーク上のこの回線ですけれども、LG-1という言い方をしますけれども、これ、いわゆるローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークといいますけれども、要するに行政専用のネットワークを使いますので、一般のネットワークというか、インターネットで使われている回線上を通るのではなくて、行政専用のネットワークを通じた通信でもって、そこでさらに符号化とか暗号化というふうなことで、高度なセキュリティーを、対策を実施されるということとなっております。

マイナンバーが含まれる個人情報は、一元管理は行わないということで、引き続きそれぞれの所管官庁におきまして、あるいは自治体におきまして、国、それぞれが持つわけでありましてけれども、それが一括して引き出されるということはないというように、それが番号を暗号化するなど、安全に配慮されるということで、個人番号だけで、その個人を特定して引き上げるというようなことはできない仕組みとなっております。

さらに、特定個人情報を扱う職員も限定します。アクセスを制限して、情報照会、提供時には専用回線を使用して、これもデータを暗号化しまして、不正利用や情報漏えいがない、しないように、万全の対策をとるということとしております。

万全といいますが、いろんな問題が起きる可能性はあるわけですので、国におかれても、また自治体においても、この点につきましては、しっかり取り組んでいくということしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからですけど、まず個人情報保護の観点から、回答させていただきたいと思います。

まず、このマイ制度に対して安心・安全を確保し、国民の懸念に対応する対応としまして、国でございますけど、特定個人情報保護委員会というのが設置されまして、マイナンバーに対する監視や監督が行われるということになっております。

また、現行の個人情報保護のための法律というのがございますので、その中において、目的外利用の禁止、あるいは目的外の情報の閲覧、利用等に対する罰則等も設けておるところでございます。

市としましては、個人情報保護条例がございますので、それにつきまして、引き続きこのマイナンバー、当たりますので、収集の管理及び利用の提供につきまして、基本的な事項を定めておりますし、職員が知り得ました個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないと、こういったような規定を設けておるところでございます。

また、この制度につきましてですけど、これは特定個人情報と呼ばれますので、今後の議会におきましてですけど、市が取り扱う個人情報の一つとしまして、個人情報保護条例を改正しまして、この特定個人情報についても、条例の中で厳格に管理していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、これから、先ほど室長が言われましたけど、マイナンバーが付与されてというところがありましたけど、その手順及びセキュリティーについての回答でございます。

この10月から、まず最初に、住民票を有する全ての人に、通知カードというのが書留で郵送されます。それは、ちょっと拡大したもんですけど、これがおおむねこういったものになるかと思ひますが、この通知カードというものが、まず個人のお宅に届きます。

これにつきましては、ここに個人番号カードと名前と住所、それから生年月日と性別でございます、これが書かれておりまして、あと、裏面には、こういったところで記載等、注意事項等が書いてございます。

これと、取得の申し込みの申請書が、個人のほうに送られてきますので、個人番号カードを取得したいという方は、その申込書をまた郵送で送っていただくことになります。この時点ですけど、顔写真も一緒に同封して郵送するというようになります。

そうしますと、28年の1月から個人番号カードが、住民票があります市町村の窓口で取得することができるというふうになっております。

それが、おおむねこういった形になるかと思ひますけれども、個人番号カードといいまして、ここにも生年月日、性別、それから顔写真がございまして、ここに個人番号カード等がありまして、基本、4情報だけがここにありますが、また、ここにはチップがありますが、それを電子化された情報があるというものでございまして、裏面につきましては、ここに個人番号とかこういったものが入っているということでございます。

大きさにつきましては、これは住民票の台帳カードでございますから、運転免許証程度のもうこのサイズのもので送られてくるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、希望して申し込みをした者だけが取得される部分になりますし、取得につきましては、1回無料になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この個人番号カードを受け取る際でございますけど、これは、他の人に番号を交付されないという手続でございますけど、これを受け取りのために、受領番号カード交付通知書兼照会書というのが本人に届きますし、あと本人確認の運転免許証が取得をされる場合に要ります。

それから、個人番号、先ほど言った通知カードですね。通知カードも、そのために取得と同時に交換するという手続でございますので、他人のほうに、この個人番号カードが行くということはないというふうに考えております。

それから、この取得の場所でございますけれども、現在、住基台帳を発行できる機械が、本所と白鳥の2カ所でございますので、当初は、2カ所のところで、こういった取得ができるようになるかと思っておりますが、国等におきましては、こういった取得を推進しておるということもございまして、今後は、状況を見ながら、他の振興事務所等でも取得ができるようにということについては、考慮していきたいというふうに思っております。

それから、窓口の業務としましてのセキュリティーでございますが、現在もありますので、情報セキュリティ手順書というのがございまして、それに基づいて、各種機械の管理の仕方、あるいはパスワード等の業務外の使用の禁止等々について、セキュリティ手順書とございまして、それで厳しくセキュリティーが守られておりますので、そういったところでセキュリティーについては、確保をしていきたいというふうに思っております。

それから、税務関係でございますが、28年度の所得からマイナンバーが使われるということでございまして、28年所得に係る源泉徴収事務が、各民間事務所でも始まっていくということになりますので、これにつきましても、この辺のどこの説明会等でございますが、毎年でございますが、11月ごろに、市内の事業者に対してですけれど、税務署と市が一緒になりまして、年末調整の説明会というのを開催しておりますので、こうした機会を捉えまして、税務署と連携して、マイナンバーの厳格な取り扱い等々について説明するとともに、そういったところを啓発・周知していくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(5番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) 懇切丁寧な説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

がしかし、何遍聞いても、総務部長の早口ばかりでなしに、これは聞いてもわからんと思っておりますので、その都度、機会ごとに、また、私たちだけでなしに、住民に対してもわかりやすく説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、最後に、先般、6月の10日ですか、新潟で行われた全国市長会、これにおいて、マイナンバー制度の確実な実施を求める緊急決議が採択されたということですが、年金機構の情報流出も出て、不安が広まっているということを指摘しながら、かつマイナンバーを有効に使える、福祉政策などでサービスを向上できると期待を示されたところですが、このことについて市長さんの御所見をお伺ひしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをしたいと思います。6月10日、新潟ではなくて東京で行われました全国市長会でございます。全国市長会の会長は、新潟県の長岡市長さんでございますけれども、そういう意味で、ちょっと新潟というお話が出たのかもしれませんが、市長会議の場所は東京でござ

ざいました。

さっき、これはこのことにつきましては、この前も申し上げましたけども、今回、日本年金機構の個人情報の流出という問題があって、国民の皆さんに非常に危機感があるいは不安を抱かせたということですので、私ども市長会としては、今回の日本年金機構の個人情報流出事案につきましては、その実態の把握や問題検証をして、徹底的に原因を究明して、緊急に再発防止策を講じてほしいと、こういうことが第一でございますが。

しかし、一方、今、準備が進められております社会保障税番号制度、いわゆるこれがマイナンバー制度でございますが、これにつきましては個人情報保護に関して、万全の措置を講じているということを国民に対して丁寧に説明をするとともに、先ほど来、説明しております、本年10月からの個人番号の付番、番号をつけるという意味ですが、付番通知、そして来年1月からは、御希望の方への個人カードの交付ということについては、予定どおり確実に実施するようにしてもらいたいと、こういう申し入れということで緊急決議でございます。

なぜこういうことを決議したかといいますと、確かに一方で、こういういろんな不安がございますけれども、これからの膨大ないろんな行政事務をやっていく。あるいは、特に税という国民の負担ということと、それから社会保障といういわば受益といいますか、そういうことをやはり公平・公正に行うということのためには、こうした仕組みが必要であるということ。

そしてまた、行政事務の効率化、あるいはサービスのしっかり確実に行き渡るようにということ。そしてまた、こうしたことが、国民の皆さん、住民の皆さんにとっても、いろんな意味で重複した、毎年毎年同じようなその書類を出さなきゃいけないとか、そういうようなことが、徐々に必要なくなってくるというような意味では、ひいては、国民・住民の皆さんにも利便性を与えるようなことになると、こういう側面があるわけなので、これは随分長い議論を重ねて、こういう法制ができたわけですので、もう今、準備をしているからには、やはり確実に予定どおり実行をする必要があると、こういう趣旨でございます。

私どもは、まだ、先ほど来、お話がございましたように、市民の皆さんに、十分周知徹底ということでは、あるいは御理解いただくということでは、まだ不足しているかと思っておりますので、今後、いろんな機会を捉えて、そうしたPR、周知徹底を図るといいますか、御理解をいただくような措置をできるだけとっていききたいというふうに思います。

(5 番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 兼山悌孝君。

○5 番（兼山悌孝君） 皆様方、懇切丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、兼山悌孝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

(午後 2時21分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） それでは、昼の後半の部の登板ということで、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、きょうは4点、一応用意をしておりましたが、4点目のナンバー制度につきましては、ただいま5番の兼山議員のほうから質問されて、当局の答弁もございましたので、格段のことがない限りはこの質問は取りやめをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、郡上市の医療費、あるいは介護費用の抑制を目指し、モデル地域づくりに取り組みをということで題しましたが、ちょっとこの表現に言葉足らずで、この中には、この地域モデルづくりというのが、従来の健康とか、そういうことではなくて、ひとつ農業の面、食の面から、この医療費の削減ができないかという切り込み口を農業のほうへ持っていきたいというふうなことがございましたので、これは農林水産部長、下平部長のほうから御指導いただければというふうに思います。

まずは、先ほど13番議員の質問の中で、市長さんのほうから、早くやってほしい仕事は忙しい人に頼めと、こういう言葉がございましたが、文字どおり激務の市長ですが、これから申し上げることはどうしても早くやってもらいたいと、そういう悲願がございまして、これはもう市長をおいてほかにはないということで、日置市長に特にその言葉を受けながら質問を私も期待をしながらさせていただきますというふうに思います。

余分なことを言つとると時間が少なくなりますので、早速本題に入りたいというふうに思いますが。まずは医療費につきましては、郡上市も、私も文教民生委員会に属しておりますので、保険料の国民健康保険料、あるいは介護保険料につきましては、市長以下、当局の絶大なるお骨折りで、いかに県下の中でも安い保険料でやられるかということで御尽力をいただいておりますし、そのことは他の市民にも伝わっていくというふうに思っておりますが、そうした中でも、やはり医療費というものは、それとは別にまたふえていく、あるいは介護保険費用もふえていくということで、従来郡上市では特定健診によります病気の早期発見、早期治療というふうなことで御尽力をいただい

ておりますし、議会もそういうことを特定健診の議決をした覚えもございますが、そういうことで進めとっていただきますので、今回は食という面でひとつ医療費の削減ができないかということにちょっと着目してみたいというふうに思っております。

特に市長のお手元のところに、これはシンポジウムの資料ですけれども、公益財団法人自然農法国際研究開発センターというところが主催をされまして、去る2月名古屋で開かれました「まもろう家族の健康！」ということで、食と農を考えるシンポジウムが開かれております。そこで野菜の抗酸化力で健康な体づくりということで、市長のほうには郡上の出身で郡上高校を出られて、あと埼玉大を卒されて、筑波大学の大学院で農学博士を取得されたという、農水省、あるいは今文科省に移られて、愛媛大学の教授をされておる上野秀人先生ですかね、この方の中にも安全でおいしい野菜によって健康を維持し、そしてそのことによって、ひいては医療費が安く済むのではないかと。これは特に高齢化社会を迎えて郡上のような自然がいっぱいの地域では、この辺にやっぱり新しい次の農業のあり方みたいなことも課題としてあるのではないかなということを思っております。

幸い郡上でもそれぞれこの自然農法等に個人的に、あるいはグループで取り組んでみえる方もあるというふうに聞いておりますけれども、私のすぐ近くの有穂というところにも、この自然農法を一生懸命取り組んでいただいております方がおられます。その方、自然農法国際研究開発センターの認定事務局長さんを今やっています有穂にお住まいの森邦義さんという方なのですが、普通ですと、いいパネルはもう市にとられてしまいましたんで、手作りで折り畳み式になっておりますけれども、この方が森さんの田んぼなんですけど、実は2反7畝ぐらいつくってみえるんですが、ちょっとおいでたもんで撮らせていただきました。6月14日の田んぼの状況です。それで除草剤を使わないということで、こちらは除草剤を使ったきれいな田んぼなんですけど、ほとんど——特殊な除草機が、機械があるんですが、それを使って除草をするということで、ほとんど見た目では、本当にきれいやなというふうに、田んぼを見てきました。そういった形で体に優しい、しかもおいしいお米であり、野菜をつくって市民の人にそのことを御理解いただきながら、何とかしてこの自然農法なども取り入れた農業の振興も含めたり、あるいは市民の健康づくりに寄与していければ、長い目で見れば医療費とか、そういったものが削減できるというふうに理解をしております。

そういったことから、一生懸命やってみえる市内には、方もございますので、何とかそういう方たちと連携をこれから強化していただきながら、できればそういったところに熱心にやってみるところに食の改善、無農薬の野菜を食べたり、あるいはそれと福祉のことをつないだモデル検診の推進とか、あるいは教育委員会のウォーキングとか、そういうものとミックスさせた、いわゆるモデル地域のようなものを構築することによって、それができないかなということを思っております。

まずはそんなことで、こういったことに対する農業からのこの健康に対する切り込みについて、下平農林水産部長に見解をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 議員から御質問がございました、安心安全な農産物の生産の取り組みにつきまして、郡上市の状況につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

市では、食の安全、農産物のブランド化を図るという観点からも、安心安全な農産物の生産に取り組んでおります。制度といたしましては、化学肥料ですとか、化学的な農薬を従来の栽培と比べまして30%以上削減した栽培をぎふクリーン農業と指定推進しております。現在市内で22の生産団体が、米やトマト、ホウレンソウなど、13種目の作物でこの登録を取得されております。また、市単独事業といたしまして、安心安全な野菜づくり対策事業等を設けて、残留農薬ですとか放射能検査にかかります経費の40%の補助を行っております。さらに、活用件数は少ないんですが、有機栽培などの環境に配慮した農産物の生産を行う農家の皆さんに対しまして、環境保全型農業直接支払交付金を活用した支援も行っております。

このほかにも、市内の朝市ですか、青空市場で組織されました郡上市青空市場連合会を対象にいたしまして、年6回の栽培講習会や郡上市農業アドバイザーの巡回指導によりまして、農薬の安全性ですとか、そういった生産指導を行っているような状況でございます。

この市内19カ所の朝市、青空市には、約1,500の方が出荷されておられて、生産者の中には85歳を超える高齢の方も頑張っておられます。農業を通じまして、体を動かして、そして自然に触れ合ったりすることは、健康増進ですとか、高齢者の生きがいにつながるものと考えております。

議員から御提案のございました食の改善の地域のモデルづくりということの事例ですが、類似したもん等ございまして、平成21年度から23年度にかけて教育ファーム推進事業といたしまして、白鳥町の六ノ里地区のほうで六ノ里・棚田にじいろプロジェクトというものを実施しておりますので、少し紹介させていただきます。

この事業は、国の補助事業でございまして、健康な地域づくりとバランスのとれた食生活を推進することを目的として行われたものです。六ノ里の豊かな自然と山里の風景、食を含めた歴史文化を将来に守り伝えていきたいという思いから、地域の農家の皆さんや自治会、農協、NPO法人など、多くの方が一緒になってこのプロジェクトを立ち上げました。地域の食育リーダーというものを育成しまして、そのリーダーを中心に研修会やイラスト田んぼの田植え、そして稲刈り体験、郷土食づくり、敬老会での食事バランスガイドの普及活動などを行って、食の大切さを伝えてまいりました。

なお、こうした取り組みにつきましては、その後、考え方が六ノ里棚田生産組合に引き継がれて、現在も地域において安心安全なおいしい米づくりに励んでおられます。

市では、これからもこうした取り組みや安全安心な農産物の生産振興を支援するとともに、地産

地消、食育の推進などに各部署と連携を図りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) ありがとうございます。部長のほうから丁寧に説明をいただきましたが、市長さんにもいよいよこの高齢化社会を迎えて医療費の増大というのも踏まえまして、その辺に強
力に進めていただけるような、そういう考えについてお持ちかどうか、お伺いしたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思っておりますが、清水議員のほうから、こうした自然農法
等に基づく安全で安心な農作物をつくること、そしてそういうことが、ひいては私たちの健康を守
ることというのは全く同感でございます、そういう見方を古くから言いあらわしている四文字熟
語に「医食同源」という、「お医者さん」の「医」というのと「食物」、それが「同じ源」と書き
ますけれども、「医食同源」という言葉とか、あるいは「身土不二」という、私たちの体の「身体」
の「身」と「土」とは2つのものならずと——「不二」ですけれども、私たちの体をつくっている、
この身体というものと、その土地、環境、そういったものとは全く2つのばらばらのものではない
という言葉がございます。

そういうことで、これからますますこういう郡上のような地域における農産物も付加価値を持っ
たもの、そして、そういうものがひいては私たちの健康も守るということからする、そしてそれ
が例えば医療費や介護、そういったことにも非常にいい影響を与えるという見方は全く同感でござ
いますので、何とかそういう、いろんな活動というようなものが地域の皆さんの——これが個人個
人でやっておられると、なかなか大きな動きにならないかもしれませんので、ぜひそんな取り組み
というものをできるだけたくさんの方でやっていただけるような、そのためにはどんな仕組みをし
ていったらいいのか、どのように行政もかかわっていったらいいのかということについて、大いに
研究をして、できることはやってまいりたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 清水敏夫君。

○16番(清水敏夫君) 市長、ありがとうございます。自分も身土不二というようなこともある
し、これはどうしても欠くことのできない、郡上市民にとって大事なことかなと思います。市長の
心意気を聞きまして安心をしました。さらなる御精進をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。

郡上市の「異種の道」——異なる種の道という表現なんですけど、この言葉につきましては、何

とか郡上でこのことが実現できないかということで、市長の考え方なり、またそういったこのことについての熱意を伺いたいということでテーマに反映させていただきました。ここにちょっと書いてございますように、慶応義塾大学の特任教授の米田雅子氏が提案されておる「異種の道ネットワーク地方創生と国土強靱化をめざして」ということで、今年2月12日にその報告会が開かれたというふうに聞いております。

米田先生の本を少し見ますと、東北の大震災のときにいろんな道をネットワークして、命の道にもなったというようなことが書かれておりました。郡上にとっても、中央の、岐阜県の真ん中ではございますけども、今後近い将来にこういったやっぱり道をつくるということは、つないでいくということは、お互いにネットワークして大事なことだろうというふうに思いますし、国の動きもあろうかと思いますが、ぜひこのことにつきまして、事務局のほうからは異種の道のネットワークと、それから郡上市における調査の状況、県内の状況を簡潔にお伺いしながら、市長のほうからは、そのことに対する郡上市への位置づけと今後の進め方ということにつきましてお聞きしたいというふうに思います。まずはネットワークと、それから調査の状況につきまして、担当部長さんからお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 異種の道ネットワークでございますが、今申されましたように、一般社団法人日本プロジェクト産業協議会内に設置されております森林再生事業化委員会の委員長でございます米田雅子先生が平成24年に提唱された考え方でございます。道路といえば、国道、県道、市道というような公道を思い浮かべるわけですが、道路の中には電力会社や通信事業者の管理道ですとか、林道、作業道、国有林道などの地図には掲載されていないような市町村が把握していないような道路がございます。異種の道ネットワークというものは、地理情報システム、いわゆるGISと呼ばれるものですが、それを利用して、これらの道を洗い出しまして、異なる種類の道をつなげるという考え方でございます。公道と民道などの異種の道をつなげれば、最小のコストで山間地と道路ネットワークが構築されることができまして、国土の保全ですとか、環境保全、防災、命の道、森林の整備に活用が進められることが期待されておるところでございます。

米田先生が異種の道づくりを提唱されました背景につきましては、議員が申されたように、東日本大震災において、大津波によりまして沿岸の道路が寸断されたときに、その際、山側にあった林道、作業道が命の道となり、住民の避難ですとか救助、復旧道路として利用されたということに感銘を受けまして提唱されたものでございます。

郡上市におけるパイロット調査の内容と県外の状況でございますが、郡上市のパイロット調査は県の清流の国ぎふ森林・環境事業の採択を得まして、この基金を利用して行いました。水源保全のための道路ネットワーク化検討会として、平成26年において実施したものでございます。郡上市で

は、昨年の12月3日とことしの2月12日の2回、米田先生が座長となっていていただきまして、水源地域の森林整備の管理を目的とした異種の道ネットワークづくりの考え方を岐阜国土事務所、岐阜森林管理署、郡上土木事務所、郡上農林事務所などの道路関係者の方々に委員として集まっていたいただきまして、検討していただきました。

郡上で行いました成果としては次の点が上げられます。1つは、郡上市全域の道路管理者別の道路網のGISデータを整理しまして、これを1つに取りまとめました異種の道の道路網図が作成できたこと。2つ目といたしまして、大和町内の内ヶ谷をモデル地区に選定いたしまして、基幹となる林道のルート案が作成できたこと。3つ目といたしまして、道路図上に人工林ですとか、天然林などの分布を重ね合わせた地図が作成できたこと。これは今後の森林整備を効率的、有効的に進めていく上のための参考となる資料になるのではないかなというふうに思っております。

そして県外の状況なんですけど、まず初めに、県内のほうですけど、岐阜県ではこれまでに高山市が平成24年、下呂市が25年に異種の道づくりの検討会を開始しております。この両市につきましては、国交省の先導的民間連携事業として取り組まれまして、主に防災の命の道としての機能、民間連携の取り組みを持った計画に焦点を当てて検討されたものでございます。

県外におきましては、高知県の室戸岬、三重県、岡山県の沿岸部に山が迫った急峻な地域で、山の中にどんな道があるかというようなことで異種の道の地域づくりが進められております。それをもとに南海トラフ地震の津波対策として避難路をつくる検討が平成26年から始まっているというふうにお伺いしております。

以上でございます。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。異種の道の趣旨等はわかりました。

米田雅子先生の最後の提言のところで、ちょっと資料を見させていただいたら、高鷲から明宝を結ぶ東西基幹道の意味というふうな項目がございまして、郡上市、僕はこれを見て思ったんですが、このところから市長に特にお願いせないかなということで、ちょっと下手な地図をかいてきましたが、郡上市って見てみますと、手を扇の下がこうくぼんでおって、扇のように見えるということで、横、東西をつなぐ道というものが非常に脆弱であると、林道等がありますが。例えば南部でいきますと美濃東部農道が今の羽佐古トンネルから美並インターへ接続している。それから中部では八幡インターチェンジで将来的ですが、今の濃飛横断自動車道で和良金山とかささゆりトンネルで41号、あるいは中津川までとつながる。それで北に行けば、ちょうど御尽力いただきましたように、めいほうトンネルも着工の状況になってきましたので、それから下呂萩原へつながりますし、それからせせらぎ街道を上ってめいほうスキー場から鷲ヶ岳の裏、ひるがの、高鷲、白鳥インターへ

というと、ちょうど3本の命のネットワークができるんじゃないかなというふうなことを米田先生
のその提言の中から自分は強く感じました。これはぜひとも、すぐ——ことし来年というわけには
いかないと思いますが、何とか日本のモデルに、せっかく調査に入っていたんで、ぜひとも
この異種の道を制度的に、国の一番のモデル事業として、どうか市長のトップセールスでこの事業
を国に交渉してもらいたいと。そして、何とか郡上で、いざというときにはこの集落をつなぎます
し、41号と156、あるいは東海北陸をつなぐ道として、あるいは産業観光道路としてもつなげる、
命の道としてもつなげるというふうなことでいけば、郡上市の東西は3本の道で横断がお互いにで
きるな、近くなるなというふうなことをちょっとこの地形から想定をしてみました。

そんなことで、最後の提言に、この鷲ヶ岳と明宝を高鷲から明宝を結ぶ東西の基幹道というふう
なことの提言がございましたので、これはぜひとも日置市長でなければできんというふうに先ほど
のお話を聞いておって思いましたものですから、何とかこれ、もし江戸へ行けということであれば、
私たちもついていってでも、このことを訴えていきたいと思いますが、まず市長の考えをお伺いし
たいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、まずこの異種の道という考え方ですけれ
ども、これは非常に米田先生が東北地震等における経験といいますか、そういう事例を見ながら御
提唱されていることで、素晴らしいことであると思いますけども、しかしこれまで我々がいろいろ
取り組んできた道路づくりということからすると、まさに今清水議員がおっしゃったように、実は、
例えば飛越大規模林道という取り組みであったり、あるいは美濃東部農道の取り組みであったりと
か、あるいはもう少しあれしますと、例えば現在進めている県の郡上南部広域農道と、こういった
ものもやはりいろんな制度を活用しながら、いわゆる国交省系の道路と農林省、これも農道であつ
たり林道であつたりということ、さらに米田先生の御提唱で言えば、国有林の管理の道路であつ
たり、あるいは電力会社の管理の道路であつたり、あるいは純然たる民間の道路であつたりと、そ
ういう全ての異種の道といいますか、いろんな種類の道を、例えばGISデータ等に基づいて、まず
一旦は見える化をして、そしてここはこういうふうなものをやると意外といい道ができるんじゃない
かというような発想をするというところに素晴らしいところがあると思いますし、今お話のあり
ました、特に高鷲と明宝を結ぶ道路ということで、素晴らしい道ができるんじゃないかというよ
うな御提言ございました。大変やはりそういう目で見ると、初めて提言できることかと思えます。ただ、
郡上の場合に、例えば従来からそういう発想は、例えば明宝の寒水から牛道地区へ抜ける、あの現
在の——道路としてはありますけども、ああいうものもやると、もっと環状化するんじゃないか
という発想は従来からあつたというふうに思います。

そういうことで、非常にこの前米田先生は、今回の郡上市で行った、いわゆる森林資源をどう活

用するかということに対するどんな道が必要かという調査とは別に、個人的な御見識、学識でもって、ああいう提言をしていただいたというふうに思っております。十分傾聴に値する御提言だと思いますが、ただ、地図の上でこう結んで非常にいいというような発想は出てくるとは思います、また地形であったり、年間を通せば気象であったりとか、いろんなこともあると思いますので、十分研究をしてかかる必要があるというふうに思います。

なかなか大きな構想でございますので、これを早く事業化するためには、私よりもっと忙しい人に頼まないといけないかもしれないと思いますけども、いずれにしろ、ただまじめにやはりそういう御提言をいただいたわけでありますので、これはひとつの今後の郡上市の道路網の形成という中では、大きな課題であるということで研究検討をしていきたいというふうに思います。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 市長、ありがとうございます。自分でおっしゃっていただいたように、本当にこれは大きなビジョンになるかというふうに思います。時間もある程度要るとは思いますけれども、やっぱり郡上市の未来のそういう姿を描いていくのもまた行政の政治の責任かなという中で、ぜひともこういったこともひとつの踏み台にしながら、いかにこの郡上地域の中へこういったことが描けられるように、現実となるように、ぜひとも今後ともまた御尽力いただきたいと申しますし、やっぱり日置市長しかないと思っておりますので、ぜひ自信を持って取り組んでいただきたいと。激励を申し上げながら、このことについては、まだまだこれからいろんなことで私たちももうちょっといろいろ自然立地条件等も絵図ではなしに、現場でも詰めながらやっていく必要があろうかなというふうなことを思っておりますけども、市長以下、執行部におかれましても、格別のまたこれについての専門の立場でご検討をぜひともいただきたいなということを最後にあわせて申し上げて、この質問については終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、3点目につきましてお願いをしたいと思います。

これも市長でないとならんということでお願いするわけでございますが、国道472のせせらぎ街道の中で、明宝中学校の進入路のところの歩道のことなんでございますけれども、実は明宝の昔の役場は今現在、ちょっとこう、1キロほど南のほうへ寄りましたけれども、もとの役場の辺のところが一番学校があつたり、公民館があつたり、農協があつたりということであれなんですけれども、道幅が西側にしか歩道がないということで、中学生が通うときに非常に危険な目に遭っているというふうなことでございます。

明宝トンネル等のこともありましたので、毎年振興事務所から多分要望はしていたと思っておりますけれども、明宝トンネルが決まったら、急にいろんなことをしゃべり出すのではないかなと思われる節もありますが、ずっと皆さん方の声は出ておりましたが、なかなかそういうふうなことも財政事

情で許さないということでしたが、やはりこのところに来まして、本当に子どもたちが何とか安全な安心な通学路にしてほしいというふうなことも再々意見がございましたものですから、きょう、この議題に一般質問で上げさせていただいた次第でございます。

市長のほうには、ちょっと写真で何枚か添えておりますけれども、本当に学校側のほうに歩道がないというふうなことでございます。こういうような写真になっていますけど、ここに昔役場があったんですけども、今子どもたちが朝登校してくると、この役場の前の駐車場でおりて、ここ横断、こっちに歩道はあるんですけども、ここに歩道がないものですから、横断歩道はあるんですけども、ここの裏側の民地の車庫の裏を歩いて朝は、こっちへ来て通学路に入っていくと。ちょうどこの裏側を歩いておりて、こっち渡れないものから、というようなことがあって、そしてこの歩道も狭いものから、傘を差すと、大型なんかに出会うとこすっていくというふうなことから、何とかこっち側に歩道をということでございます。

当時は、なかなかやっぱり敷地のこともあったりして問題もあったんですけども、ここへ来まして地主の方も協力するというこの体制ができてきましたものから、今60名ばかりの中学生が朝登下校に使っているんですけども、どうしても、こちら側を通れないということで、朝は登校のときは裏側を歩いていくと。帰りはここの横断歩道を通ってこっち側へ来て、役場の農協のところまでバスを待っておって乗っていくというふうなことを繰り返しておりますが、ちょうどこれが学校へ行くところのたて道といいますか、ここお寺があるんですけど、ここの歩道なんですけど、ここに角に家が住宅の土蔵があるものから、こっちから来たときにもうやっぱり車で来ると見にくいというふうなことがありまして、何とかこの歩道の整備をというふうなことが、もう皆さんのおなかの中で本当にお願いできないかというふうなことでございまして、ぜひともこれは早急に何とか対策をしてほしいなというふうな要望でございますので、これは提言というよりお願いでございますけれども、このことにつきまして担当部長さんなり、また市長さんのほうから今後の方向について御回答いただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 今説明をいただきましたが、明宝中学校の全生徒の63名のうち53名が路線バス、自主運行バス、スクールバスを利用して通学をしておられます。登下校時は、基本的に国道の上下線のバス停から横断歩道を通り乗降されているという状況です。スクールバスは原則として校内へ入りますけども、引き続き小学校を迎えに行く場合は国道のバス停で降車しているという状況を聞いております。そういう中で、この国道の歩道設置につきましては、事業主体が県でありますので、市としましては、毎年土木事務所の所長を初め、係長以上の方と一緒に職員皆さんで現地のほうを現地視察をして管内の要望を図っております。

そういう中で、この箇所につきましては、やっぱり通行車両が多いという区間で、歩道が途中ま

での施工となっているということで、歩道の設置の事業採択の要望を行っております。また、先ほどちょっとお話のありました西側の現在の歩道につきましても、マウンドアップタイプでガードレールがないと。そしてなお、平坦でないという箇所が多いため、高齢者の通行に支障を来しているという状況も踏まえまして、あわせて改良の要望も行っているところです。

それで、議員指摘のような状況も強調しながら、今年度は2日間にわたって土木事務所との管内視察要望を計画しております。またその中で引き続き要望していきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 何よりも大切な子どもさんたちの命、あるいは安全を守るために必要なものというふうに思ひますので、建設部長が申し上げたとおり県のほうへ強く要望してまいりたいと思ひます。

（16番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） どうもありがとうございました。きょうは本当に質問に立たせていただいてよかったなと思ひしております。一番得たものは、一番やってほしい仕事は一番忙しい人に頼めという市長さんの言葉を本当に身に染みて感じ入りまして、今後ますますお忙しくなると思ひますが、ますます元気で御活躍をいただいて、ぜひとも実現に向けて、もう時間はないと思ひていただいて、とにかくやっぱりスピード感というのは大事ななというふうなことも思ひまして、きょうの一般質問を本当に終わらせていただきますけれども、要望というようなことが多かったというふうに思ひますけれども、またこれも市民のいろんな願ひが含まれておりますので、今後とも御多忙の中とは思ひますけれども、どうか精力的にひとつ健康に気をつけていただいて郡上市の発展のために、また未来の夢づくりのために御躍進をぜひとも願ひをしたいと思ひます。

時間、少し余りましたが、十分な一応御回答をいただいたということで理解をいたしまして私の一般質問をこれで終わりいたします。どうか今後ともよろしく願ひをいたします。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長さんより発言の許可をいただきましたので、一般質問、1点でございますが、皆さんお疲れのところ、1点でございますので、すぐ終わりますので、

よろしく御辛抱のほうをお願いいたします。

1点なのですが、ふるさと寄附についてということで、これまでの現状と、また今後の取り組みについてということでお伺いをしたいと思いますけれども、ふるさと寄附であったり、ふるさと納税、どちらも呼ばれておるようでございますけれども、それぞれの自治体において特色ある取り組みや、また新聞紙上等へも載ってきております。ネットで検索しても全国のふるさと納税の状況が手にとるように知ることができますが、我がこの郡上市においても、国のふるさと納税制度の施行に伴い、平成20年6月議会において、ふるさと寄附条例が制定をされ、以来、今日に至ってきているものでございますし、寄附の項目についても、ふるさと郡上の「元気づくり」を応援！。また、ふるさと郡上の「美しい農山村景観」を応援！。3番目としまして、ふるさと郡上の「支えあう安心な暮らし」を応援！。その次がふるさと郡上の「香り高い伝統文化」を応援！。ふるさと郡上の「子どもたちの明るい未来」を応援！。6番目に、ふるさと郡上の「熱意ある市民活動」を応援！。7番目には、市長にお任せふるさと郡上の「地域づくり」を応援！と、このように7本の柱でもって今取り組みをされておるところでございますが、これは寄附する者が選択できる納税であるというようなことでもございます。それで、毎月の広報郡上の中にも、その前年といいますか、前の月の寄附の状況が記載をされてきておりますけれども、20年から始まりました、このふるさと寄附の件数並びにその活用状況について、26年度は今ホームページのほうへ記載もされておられませんので、その辺も現状までわかります範囲での状況をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ふるさと寄附につきましてお答えしたいと思います。

初めに、これまでの寄附の件数額でありますし、その活用状況ということですが、平成20年にふるさと寄附制度をスタートしてから、平成27年6月10日まで、この直近のところまで寄附件数は合計で279件、寄附金の総額は4,594万7,871円と大変多額となっております。

大体平成20年から平成25年までは平均的には500万円、三十数件というところで500万円、昨年度につきましては1件、特にお一人の方で大きな御寄附をいただいたということがございまして、平成26年につきましては、これまでで最高の件数、最高の額と。67件1,578万9,000円余ということでございます。

近年、今の東日本大震災のあった平成23年に一度、少しそちらへ向けて寄附されたときがありましたので、ふるさと寄附が落ち込んだわけですが、その後は増加傾向にあるということでございます。

活用につきましては、今の、ただいま7つのお話をしてくださいましたけれども、1つ目のふるさと郡上の「元気づくり」を応援！という部門におきましては、平成26年、毎年ですけど、その

1年間の御寄附を基本的には基金に積み立てさせていただきまして、翌年度の重点事業に充当をさせていただくということです。平成27年度の状況を申し上げますと、この元気づくりの部門におきましては交流移住推進事業に充当させていただいております、19万1,000円。それから、「美しい農山村の景観」の部門では、小規模森林整備事業に71万3,000円。それから「支えあう安心な暮らし」の部門におきましては、高齢者生活支援ネットワークのサポーター養成事業ということで35万円。「香り高い伝統文化」の分野におきましては、郷土芸能継承事業ということで51万円。

「子どもたちの明るい未来」応援部門におきましては、夢づくり教育事業へ充当、63万円。それから「熱意ある市民活動」のこの応援部門におきましては、郡上市観光メディアサポーター事業へ充当させていただく。さらに市長にお任せという部門におきましては、魅力ある地域づくり事業の推進事業に対しまして199万5,000円の充当ということでありまして、特色ある重点的な事業に充当をさせていただいております。ただいま申し上げたのは充当の1つの例ということでよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大変今こうお聞きすると、多くの方々から貴重な御寄附をいただいているわけですが、実は平成19年12月議会におきまして、空き家対策について、そのころ既に空き家が随分問題になっておりましたので、空き家対策についての質問をさせていただきました。その中なんです、市街地の中で売却も、また賃貸もされない空き家に対して、仮称であります、例えば付近の地域の方々への迷惑税とか、普段大変お世話になっている、除雪等で、雪解けなどで大変お世話になっているということで、そういう普段のお世話税みたいな格好で、そういうようなお願いをしたらどうかというような、一般質問の中で提案をさせていただきましたら、その当時の答弁は、やはり罰則的な意図があるから、また税の二重取りになるので提案はなじめないというような答弁をいただきましたけれども、今こうやって考えてみますと、そのときにもうちょっと言葉を選んで質問をしていると、何かふるさと納税の先取りができたんじゃないかなというような思いを持っておりますが、こういうふうに御寄附いただいているの方々、この郡上市とのつながり、御縁といえますか、どのような方が郡上市へこうやって御寄附をいただいているのか。

この間の6月の広報郡上には、ソチ五輪の銅メダリストであります平岡卓選手からの寄附も記事に載っておりました。またそして、青山の御当主からの御寄附も前にも載っておりましたけれども、そのようにこの郡上市との寄附者とのつながりを例えばもし把握しておみえになるんでしたらお知らせを願いたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、つながりということで、少し具体的な例など紹介させてい

ただきたいと思います。

1つは、郡上市にふるさと寄附をしていただいた方のうち、ちょっと件数を調べてみますと約4割なんですけど、郡上市の市民の方でございまして、この方たちは、このみずから住む郡上市に愛着を持たれて、そしてこのふるさとを高めていきたい。寄附の活用先の選択をされて、市政に対し意思表示をされて、そして寄附されているというふうに理解をしております。それから、そのほかの市外の方につきましては、やはり郡上に実家を持ってみえる、あるいは親族が住んでみえる、あるいは勤務地を持つという方等、あるいは観光等で訪れてみえる方というように思いますけれども、具体的にはふるさと寄附制度が創設されまして、それ以来、ずっと高額の寄附を平成20年度から継続していただいている方がございますけれども、この方はやはり親族が市内にお住まいであると。そういうことで、恐らくその親族が郡上、ふるさとでお世話になっておるということにつきまして、お気持ちを持って寄附をされているというふうに受けとめております。

それから、市内の事業所に勤務されている、郡上に勤務されているけど、住んでいるところが例えば都市部——岐阜とか関とか、そういう方がございますけど、そういう方もやはり連続して寄附されている方があります。

それから、東京郡上人会をつくらうということで、これでことしで3年目に入ってくるわけですが、これをつくったことがきっかけで、その会員になられて、毎年寄附をされていると、そういう方もあります。

それから、先ほど御紹介いただきましたように、スポーツアンバサダーということでお願いをさせていただいたメダリストの平岡選手、郡上は第二のふるさとだと言っておられましたけど、そういうお気持ちをやっぱり持って寄附をしていただいたと。本当にありがたいことだと思います。

あるいは、郡上にはそういう地縁とか血縁はありませんけれども、郡上おどりありがとう。こども郡上おどりに何晩来ましたと、こうメッセージを書かれて寄附をされる方が何人かございまして、そういう郡上の観光、あるいはスキーですね、そういうことを通じて愛着を持たれてみえる、そんなふうな方があるということでもありますので、いずれにしても血縁、地縁、あるいは愛好と、郡上ありがとう、郡上大いに発展してくださいねと、そういう心のこもった方がほとんどだというふうにして受けとめております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま御答弁の中でありましたように、出身者の方、どうぞいろんなつながりのある方から寄附をいただいているわけでありまして、こうして御寄附いただくにも、やはりPR、そして市長のお願い等も必要であったり、ホームページのほうへはこれ記載をされております。また県人会等でのPRといたしますか、各種行事などでのふるさと寄附へのチラシなどを

配られて、そして少しでも多くのお願いがされておると思っておりますけれども、昨年の6月の広報には、ふるさと寄附啓発ロゴ記載のお願いということで、これちょっとそのときのあれをコピーだけしてきたんですが、ふるさと寄附啓発ロゴの掲載のお願いということで、ちょうど何か往復はがきに貼って、そうすると往復はがき1枚につき30円を広告料としてお支払いしますというような、昨年はこんな取り組みがされておったんですが、ことはどうも何かこの間の広報を見てもないようなところではありますが、この結果として、この呼びかけといいますか、記載はどうであったのか。このときには制限に枚数がありますし、また予定の枚数に達したら達し次第締め切りますというような、こういう断りの文書も書いてありますけれども、この辺について、どのようなPRができたのかお伺いしたいと思いますし、加えて、やはりこういった寄附行為をいただくにも、やはり寄附される方の利便性、便利な方法が必要かと思うんです。それで、近く的美濃市でも、そして美濃加茂市でも、ネットで利用したり、そしてカードで決済というような、いろんな取り組みがなされておって、手軽にできると。ユニセフの寄附でもネットで簡単にできますけれども、そのことでやはり手軽にやっていただけたところに、その件数も上がってくる、金額も上がってくるのではないかというふうに考えておりますが、その辺についても、今後についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、3つ目の質問の前段にありました啓発のことですけれども、1つはやっぱり今言ってくださいましたように、帰省客の多い夏と冬にしっかり市民の皆さんを通じながら、帰省客に対してそういうふうな働きかけをさせていただくと。これはそれ用のチラシとか啓発のものをつくってお願いをしておるということですし、ケーブルテレビは毎回市長が出ましお願いを訴えるという場面、あるいはインターネットとか等々でやってきておるわけです。

それから、もう一つ特徴的には、出張用車両に岐阜とか名古屋に行く車両に、公用車に5台そのロゴをつけまして、ふるさと寄附をお願いしますというようなことで、車両で岐阜市内を走るときなんかにもちょっと呼びかけるようなこともしておるわけです。そしてまた、もう一つは、今どうなったかとお尋ねになりました、はがきに啓発ロゴを掲載していただける場合には30円お支払いをするという仕組みで、実はこれ、自分としてはすごくいいアイデアだと思って。例えばはがき1枚出される場合に30円応援しますから、ぜひそのふるさと寄附ということの訴えをそれぞれの同窓会の御案内の通知に刷り込んでくださいと。そうすれば、郵送料の30円をこちらとしては広告料としてお支払いしますということでPRをさせていただいていたんですけれども、これが本当に実になかなかなくて、結果的には26年度実績1件、220枚あったということですが、これも我々の知っている関係の皆さんにお願いしていく中でやってもらったようなことでありましたが、やっぱり今家庭では、自分の持っているパソコンで自動に全部印刷してもらえるところへ持ってきて、そ

のものを取り込んでどのように入れ込むかということについては、手間と、それと少し経費がやっぱりかかるということもあったということと、もう少しこれ普及啓発するとよかったかもしれませんが、そういうふうな感触が、いかにも我々に訴えかけたけれども、なかなか響いていかなかったということで、27年度は廃止させていただくということに――廃止といいますか、一時まずちょっと見合わせたということにさせていただいております。

それで、納入の方法の話もありましたけれども、こちらにつきましては、今までやっぱり現金をお持ちいただくか振り込んでいただくという方式でありましたけど、他の自治体でもやってみえるように、現在クレジットカード決済、コンビニエンスにおけるストアでの納入、それからインターネットバンキングということにつきましては、もう導入の手続きを進めておりますので、予定としましては、もう既にクレジット会社及び納入代行業者との契約を結ぶところへ向けまして、ほぼ業者の選定も進んでおります。ただ、運用開始には契約から最短で1カ月ぐらいかかるということで、場合によりましては、1つのクレジットカードとの細部に渡るセキュリティーメンテのいろいろな打ち合わせ等々のことで2カ月かかるということもありますので、ことしの夏に間に合わせるつもりで今向かっておりますけれど、もしかすると、ことしの9月ぐらいにずれ込むかもしれません。しかし、いずれにしても、ことしの中ほどまでには、そうした、いわゆる納入、納付をしていただく手続を非常に簡易にさせていただくと。それから国の今制度改正で、いわゆる控除のほうの寄附金の戻る手配を非常に簡易になりましたので、そういうことによりまして、お気持ちを持っていただいた方が、より手軽にお気軽にそういう手続ができるようにしていきたいなと思っております。

それからもう一点、PRのことでは、いわゆる今回少し返礼の後ほど御質問の中でお答えしたいんですけれども、返礼をしていく場合に、ケーブルテレビやホームページによって、周知をもちろん行いますが、一番大きいのは全国ネットのふるさと寄附のネット登録があるわけです。それが今ふるさとチョイスとか、ふたくすとかいう、そういうふうなものが全国中で注目されているところがありますけども、郡上市としてもやっぱりそういうところにも少し顔を出させていただいて、広く全国的にも郡上市もこういう制度として寄附を募っておりますということをPRしていきたいと考えております。

以上です。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 今お話に出たふるさとチョイス、この間見てみましたら、郡上市特産品の準備ありませんというのがしっかりと出ておりましたけれども、追って今年度から始められるということでありますので、またその辺にもこのようなものがというような品名も出てくるかと思うん

ですが、これまでは特に市長の御礼状において、感謝の気持ちがあらわされておりましたけれども、今も言いましたように、今年度から特産品が出されてお礼とされるというようなことでありまして、前にも議会の中でも郡上鮎を出したらどうかと、いろんなことが、そんな意見も出されておりましたけれども、今回このお礼の品、特産品の選定をされるには、どのような選定方法でもってされるのか、またされておるのか。特産品として選定されるということは、一業者、そして企業にとつたら、大変大きなことでもありますので、その辺についてはどのようなお考えでもって、選択方法でもってやられたのか、平成27年度からの御礼の品、贈呈に、また転換をされたわけですが、この辺について行政のお考えはどうであったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 御質問のふるさとチョイスにあつては、確かに今表示しております。

これを変えていくということを今申し上げたことと、現在郡上市のホームページ上では、ふるさと寄附をしていただいた方へお礼の品をお送りしますと。その中身につきましては、現在準備中ですので、もうすぐ細かい情報を出しますということで予告編を郡上市のホームページには載せさせていただきますはしております。

それで、返礼品の検討ですけれども、やはり寄附をするということで自分が生まれ育った、あるいは自分の応援をしたい自治体に対して貢献をするという趣旨で制度ができております。しかし、昨今の取り上げられていることは、非常に特典によって寄附を引き寄せるといいますか、そういうことが非常に話題となっておりまして、競っておるような状況でございまして、中には寄附金額の5割ぐらいを特典とされて寄附者に還元をしたり、米1俵、あるいは牛1頭と、こういうインパクトのあるものも出ておるような状況であります。

こうした状況の中で、国におかれましても、ふるさと納税の拡充ということで特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割へ引き上げると。あるいは確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入するということは盛り込まれたわけですので、こうした制度を活用して、こういう動きを広めようとされてはおるわけではありますけれども、一方で国も大変、いわゆる趣旨を踏まえた良識がある対応ということは通達をもって指示を国からも出ているところであります。

郡上市としましては、いわゆるお礼合戦とか、その特典によって寄附を集めていこうということよりは、やはり寄附をしてくださった方に対して、制度本来の意味ではありますけれども、やはりそのことに対して一定の返礼をさせていただくと。それはささやかではありますけれども、その感謝の気持ちとしてお礼をしていこうというふうな意味で、ことしからそういうものを設けていこうというふうに考えたということとございまして、したがって、特典を出すから集めるということではなくて、やはり寄附をしていただくということに対しては、こういうふうなお礼をさせてもらい

ますということを出していこうということでもあります。また、その返礼品をお送りすることで、願わくばやはり郡上の特産品をお出しするということですので、それをいいなど、それをさらに続いて購入していただく、あるいは郡上へぜひ来ていただいて、温泉券なんかを全部の方にお配りしようと思っているわけですが、郡上に来ていただく、宿泊券でもって温泉を楽しんでいただく、それからアユのことにつきましては、これはアユの、いわゆる特産品もありますし、もう一つは商品券を用意しますので、夏場はぜひアユ料理を食べてくださいね、冬場はしし鍋料理もありますと、そういうことを添えて、これから発信していきたいというふうなことを考えております。返礼品の内容としては、ハム、あるいは野菜、お酒、お米、こうした特産品のほかに、今申しあげましたような郡上に来ていただくという意味ではスキーのリフト券、それで市内宿泊共通券、温泉共通券というふうなものを予定をさせていただいております。

近年騒がれているような過剰な贈答は行わないということで、節度ある範囲の中でお礼をさせていただくというふうなことにさせていただきたいと考えております。

(15番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) これからお聞きしようと思ったような郡上の何と申しますか、特徴を持った何か返礼はないかというようなことでお伺いしようと思ったんですが、やはりちょっと過剰すぎると受けとめられるようないろんなところの取り組みもあるようでございますし、また逆に沼津市なんかは帆船のクルーの体験とか、そしてヨットのトレーニングの体験とか、近くの池田町においては、パラグライダーの体験、そんなことで、本当に地元にあるもので地元へ来ていただいての体験というようなこと——先ほど寄附者の郡上とのつながりの中で郡上おどりの愛好者というようなお話もありましたけれども、本当に好きで歌の歌える人なら、一遍ぐらい屋形の上で歌っていただくとか、そんなこともまたおもしろいんじゃないかと思いますが、本当に何か郡上独特のアイデアを生かした、そんなことに取り組みがないか。その、物を送るだけじゃなしに、もうちょっと別の面でそういうことができないかということをお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) ちょっと今申し上げてしまったことなんですけれども、現在やっぱり考えておりますのは、御寄附をいただいたことに、ささやかではありますけれども、しっかりと郡上のよさを味わっていただける形にはしたいと。その中で選択制としまして、その中にはやっぱり郡上に何かのいろんな御用事で来られることがあると思いますので、そうした折に、ぜひ郡上のそういうところを楽しんでいただけるというふうなものをまずは御用意をしたということでもあります。

それを超えて今渡辺議員さんのいろんなアイデアをいただいたわけなんですけれども、体験ものもありますとか、あるいは郡上ならではの何か、お城の、前も一日城主とか、そういうアイデアもあっ

たことと思いますけれども、いずれにしても、そういうふうなことにつきましては、現在の中には、先ほど申し上げたような範囲の中ですので、特に耳目を引くということではないので、まずはこういうふうにしてやらせていただく中で、また1つのステージを超えて、さらにそれを磨いていくということの中で、今回も議会でも相当御指摘をいただく中で、やっぱりこの検討を進めてきた経緯がありますので、今後ともやっぱり今回これを第一歩、返礼を始めさせていただくわけですので、それをやりながら、また試行錯誤といいますか、新しいお礼のあり方についても十分有効なもの、そして喜んでいただけるもの、そういうものを考えていきたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） これちょっと余談といいますか、例として、ふるさと納税で、多分新聞を読まれた方もあると思うんですが、子宮頸がん予防の副作用に——これ碧南市なんですけれども、ふるさと納税で支援費を集めて援助されるとか、またそして、佐賀県では糖尿病研究支援にこのふるさと納税を活用されるとか、いろんなそんな取り組みも各地ではされているようでありますけれども、市長はホームページの中で市政のところ「ふるさと寄附（市長からのあいさつ）」ということで、「『ふるさと郡上』づくりを応援してください！」——前後は読みませんが、途中からですが、

豊かな自然—いのちを育む森に、水に、先人たちは感謝し、長い歳月をかけて、自然とともに生きる暮らしの知恵を育んできたものと思われま。感謝の気持ちと生活に息づく知恵は、1300余年の白山文化や、古今伝授の心、あるいは郡上八幡の城下町文化となって、いまに受け継がれております。

水と緑と心—この3つを郡上市は大切に、「水と緑と心のふるさと」を目標に、自立・自律型の地域づくりに取り組んでいます。

市内に暮らすわたくしたちはもとより、郡上市の自然、歴史、文化を愛する多くの皆様のお力をお借りして、かけがえのない「ふるさと郡上」づくりをいっそう進めたいと考えております。

応援してください！皆様のふるさとを思う、熱い気持ちをかたちにさせていただき、一緒に「水と緑と心のふるさと」をつくりましょう。

という、これ市長、ホームページの中で訴えておみえになりますけれども、市長、ここでひとつ市長には全然御回答いただくようなことは予定はなかったんですけれども、例えば大口の寄附者に、先日もありました100年の森づくり育樹祭のようなど、森を育てる、緑を育てるというようなこと、単発で行うんじゃなしに、こういうふるさと寄附者の中の皆さんを募って——募ってという言い方おかしいんですが、大口の方を新緑で誘ったり、もみじの紅葉で誘ったり、そしてもう一つには周囲を取り巻く里山づくりでの再度の貢献をしていただくというようなことで、寄附者の方に記

念樹などを贈呈して、そうすれば自分の木が郡上に植わつると。年に一度はその木の成長ぐあいを見に行こうかというようなことで郡上を訪れていただいて、またそこで消費をしていただくようなことにもなるのではないかと思います。

先ほど、志摩市の山というようなお話も出ておりましたけれども、この特産品とともに郡上のもみじであり、そして例えばこぶしの花のあれも、植えても花も咲いていいかと思ひますし、まだ桜など所定の場所に植樹していただき、2度3度と郡上へ訪れていただくような機会をこっちからつくってあげると。それをすることによって、なおさら郡上との縁が深まるのではないかというふうに単純に考えたわけでございますけれども、品物を送って、ただ、はい済みませただけじゃなく、ここへ来ていただく――植樹となると獣害、シカが食ってまうとかいろんなことがありますけれども、何と言いますか、さまざまな問題が出てくると思ひますが、まず一度はやってみんことには、これは始まりませんので、そんなことも御提案方々市長のお考えをお伺いしたいと思ひますが。植樹ということで。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 感謝の気持ちをあらわす方法として、先ほど室長が申し上げましたように、郡上市の特産品等をお送りすると、あるいはまた郡上市を訪れていただくための温泉券であるとか旅館の宿泊券、そういったものでおいでをいただくという機会をまたさらに持っていただきたいというようなことでありますけれども、そんなことをとりあえずは考えておりますが、植樹という御提案はそういう御質問をいただいておったわけですが、いろいろ検討はさせていただきましたけれども、そのような形をやろうと思ひますと、それでは、じゃあどういふところなら寄附をしてくださった方が満足していただけるかというようなこと、あるいはどの程度の木を植えるか、またその後の保護管理をどうするかというようないろんな課題があるというふうに思っておりますので、せつかくの御提案でありますので、研究課題とさせていただきますというふうに思っております。

（15番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大いに研究をしていただいて、お忙しいでしょうけれども研究をしていただいて、やはりこれって、杉・ヒノキばかりという言い方は大変失礼なんですけど、今の森づくり、そして里山づくりという、そういうことへ市民が、また郡上を愛する人が携わっていただくというのが一番のことかと思ひます。特産物を送って、それが次から次とその方から御注文が入ってくる、そんなこともこれは大きな魅力でございますけれども、再度二度三度とここへ訪れていただけるといふようなことが、その年間何十本も大きな植えんならんような、それぐらい多額の寄附がいただけるんなら、それは一番いいんですけど、まあそこまではない、年間10本あるかないか、大口となりますと、そんなことかと思ひますので、その辺もよくお考えいただいて、できることならそん

なことにも取り組んでいただけたらとかように思います。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。

(午後 3時44分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 村 瀬 弥治郎

郡上市議会議員 古 川 文 雄